新民 旧間 対事照業 条者 文の ん 目次 活力を活用 用し た市 街 地 \mathcal{O} 整備を推進するため \mathcal{O} 都 市再 生特別措置法 等 \mathcal{O} 部 を改 正する法律案

十六	十五	十 四	十三	+ =	+	+	九	八	七	六	五.	四	三	<u>-</u>	_
独立	· (平高 成齢	(平中 成心	環境	密集	被災	地方拠	大都市	民間都	大都市	都市開	地方自	都市開	都市再	土 地 区	都市再
一行政法	十二年身	十年街法地	影響評	市街地	市街地	点都市	地域に	市開発	地域に	発資金	1治法 (発資金	開発法	一画整理	生特別
人都市	- 法律簿	律部制力	価法	れにおけ	復興特	地域の	における	の推進	における	融通特	(昭和二	の貸付	(昭和	法(昭	措置法
再生	六者 十等	十る 二市	(平成力	る 防	別措置	整備	宅地	に 関	住宅	別会計	+ =	けに	四十	和二	平
機構法	八号) 共会	号街 地の	九年法律	災街区の	法(及び産業	開発及び	する特別	及び住宅	法(年法律知	関する	四年法律	十九年	成十四年
(平成·	· 英 ・ 機 ・ 機	・離・強・	律第八.	の整備	平成七	業業務が	び鉄道	別措置	宅地の	昭和四	第六十	法律(日	律 第三·	法律第一	年法律
十五年	・関 ・和 ・利	・善 ・及 ・ び	十一号	の促進	年法律	施設の一	整備の	法(昭)	供給の	十一年	七号)	昭和四・	十八号)	百十九日	第二十
法律第一	・用・した。	・商 ・業 ・等		に関す	第十四日	再配置	一体的2	和六十	促進に	法律第一	•	十一年		号)	一号)
百号)	・移 ・動 ・の	・の ・活 ・性	•	る法律	号)	の促進	推進に	二年法:	関する:	五十号	•	法律第	•	•	•
	・円 ・滑 ・化	・化 ・の ・一	•	(平成.	•	に関す	関する:	律第六	特別措	•	•	二十号	•	•	•
•	の・促・進	体が推	•	九年法:	•	る法律	特別措	十二号	置法(•	•	•	•	•	•
•	・に ・関 ・す	・進 ・に ・関	•	律 第 四	•	(平 成	置法(•	昭和五	•	•	•	•	•	•
•	・る ・法 ・律	・ する ・ 法	•	十九号	•	四年法	平成元	•	十年法	•	•	•	•	•	•
•	•	· 律 ·	•	•	•	律第七	年法律	•	律第六	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	十六号)	第六十	•	十七号	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	一号)	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
• 97	• • 95	• • 93	• • 89	• • 88	• 85	• • 83	• • 82	• 81	· ·	76	• • 74	• 61	• • 55	· 10	• • 1

○ 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)(抄)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

と認めるときは、計画の認定をすることができる。 該申請に係る民間都市再生事業計画が次に掲げる基準に適合するいて「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当第二十一条 国土交通大臣は、前条第一項の認定(以下この節にお(民間都市再生事業計画の認定基準等)	目次 目次 目次 目次 目次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日	改正案
、計画の認定をすることができる。間都市再生事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る民第二十一条 国土交通大臣は、前条第一項の認定(以下「計画の認(民間都市再生事業計画の認定基準等)	目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次 日本 第一章~第四章 略 第二十条 都市再生整備計画に基づく特別の措置 第二十条 都市再生緊急整備地域の地域整備方針に定められた都市機 能の増進を主たる目的とし、当該都市開発事業を施行する土地(作の増進を主たる目的とし、当該都市開発事業であって (民間都市再生事業計画の認定) 市行しようとする民間事業者は、国土交通大臣の認定を申請すること おできる。 2 略	現

(兀 略

2

3 者等」 め、 又 八は管理者となるべき者 玉 当該都市再生事業の施行により整備される公共施設の 1土交通 という。 大臣 0) 意見を聴かなけれ 計画の認定をしようとするときは、 (以下この節において「公共 ばならない。 施 設 あ 管理 0) 5 管 か 理 者 ľ

 \mathcal{O} 徴収

第二十五条 係る都市再生事業 計 0 画の て報告を求めることができる。 変更があったときは、 国土交通大臣は、 (以下「認定事業」 その変更後の 認定事業者に対し、 とい もの。 、 う。 認定計 以下同 \mathcal{O} 施行の じ。 画 状況に (認定 しに

間 都 市 機 構 の行う都 市 再生事業支援業務)

第二十 に 都 玉 1掲げる業務を行うことができる。 1土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、民だる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一 市再生事業を推進するため、 九条 民間 都市機構は、 民間都市開発法第四条第一 国土交通大臣の 承認を受けて、 民間事業者による 項の規 定により 項各号に 次

その る費用の一部(公共施設並びにこれに準ずる避難施設、 施設等」という。 について支援すること する施設 次に掲げる方法により、 他の建築物の利用者及び都市の (次号及び第七十)の整備に要する費用の 認定事業者の認定事業の施行に 一条第 居住者等の 項 第 額の 一号におい 利便の 範 囲 内 て「公 増 限る。 駐車 進 に 要 共 寄 場 す

イ~ホ

三 5 五

2 う場合には、 項の規定により、 民間都市開発法第十条中 民間都市機構が同項各号に掲げる業務を行 「第四条第一項第二号」と

> (兀 略

略

3 め、 又 は \mathcal{O} 玉 1土交通 当該 意見を聴か 管理者となるべき者 都 大臣 市 再 なけ は、 生 事 計画 ń 業の施行により整備される公共施設 ばならない。 の認定をしようとするときは、 (以下 「公共施 設 の管理 者等」 とい 0 管理 5 . う。 か 者 ľ

報 告の 徴 収

第二 Ľ. 第 \mathcal{O} 十五 状況につい)に係る都市再生事業 項 0 条 変更の認定があったときは、その 玉 て報告を求めることができる。 土交通大臣 は、 (以下「認定事業」という。 認定事業者に対し、 変更後のもの。 認定 画 以下同 0) 前 施 行 条

(民 間 都 構 0 業務 の特

市

例)

第二十九条 達成 行うことができる。 国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほ 掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の ずるため、 民間 都市 国土交通大臣の 機 機構は、 民間 承認を受けて、 都市 開 発法第四 らか、 八第一 この 次に 1条第一 項 法律の 撂 \hat{O} げる業 規 項 定 目的 により 各号 務 を

整備 その他の建 る費用の一部(公共施設並びにこれ する施設 次に掲げる方法により、 要する費用の 建築物の **(以** 「下この条において「公共施設等」という。 利 額の 用者及び都市 範囲内に限る。)について支援するこ 認定事業者の認定事業の施 . (7) 居住者等の に準ずる避 難 利 施 便 た設、 0 増 進 駐 <u>)</u> 車 要 寄 場

1 ホ

三分五

2

う場合には、 前項の 規定によ 民間都市開 り、 民 発法第十条中 間 都市 機 構が 同項各号に掲げる業務を行 「第四条第一項第二号」と

第十二条 を含 条中 別中 第 十四四 市 第十 項 第 措置法第二十 第十 一項第 再 第 る 条中 1生特別措置法第二十九 む 0 「第四条第一 項 は 号から第三号まで」と、 適用 条第 一条第一 第三号」と、 以 (都· 「第四条第 号及び第二号並びに都市再生特別措置法第二 下この 第四 する場合を含む 市再生特別措置法第二十九条第二 項」 -九条第二項の規定により読み替えて適用する場 条 項」とあるの 号にお 項各号」とあるの と、 項 項 民 第 同 間 第二号 V 条第 条第二号中 て同じ。 都 号及び第二号」とあ 市開 は 及 」とする。 発法 項 「第十 民間都市開発法第二十条第 び 各号」 は 都 第十 「第四 市 第十二 ح 一条第 再 と 生 · 条第 条 第 特 条」 民間都 項 同 别 るの 項 Ó 項 措 とあるの 規 項 項 (都 置 定に 各号及び 及び とあるの は 法 市 一十九条第 開 市再 第二 第四 発法 第十 ょ ŋ は + 生 は 読 合 特 号 条 都 第 九

3

金 一の貸付

第 湾 都 関 L 号に掲げる業務に要する資金のうち、 施 する法律 付 市 設 けることが 開発法第五条第一 条 \mathcal{O} 整備に関する費用 政 以府は、 (昭 できる。 和 四 民 間 + 項 都 年法律第二十日 の規定によるもの 市 に充てるべきもの 構に 対 Ļ 号) 政 都 令で定める道 \mathcal{O} 第 市 0) ほ 開 か、 条第八 一部を無利 発 資 前条第一 金 項 \mathcal{O} 及び民 路又 貸 付 子 で は 項 け 貸 港 第 間 に

2

協 会 0 会 議 0 開 催

第 略

2 に特殊法人 会議 前 項の 0 殊法人の 開 [催を求めた認定事業者」とする。 規定による認定事業者 おける第十九 代表者」 とあ 条第四 るの 1項の規 か 5 定の 0 求 特 適 8 用については、 に 殊法人の 応じて会議 代表者並 を 開 「 並 び 催 び に L

> 別措置 第一 市再 条 を含む。 中 十四四 条中 条第 て 項 第 適用 - 「第十 (都市 るの 項第 条中 生特 「第 法 する場合を含む。 項 は -一 条 第 号から第三号まで」と、 再 別 匹 第二十九 「第四 第三号」と、 号及び 措置 条第 生 第 と 特 匹 [条第 別 |法第二十九 条 第 措 条第二項の規 項」とあるの 第二号並 項 同 ;置法第二十九条第1 、各号」とあ 条第二号中 項 項 民 第一 間 第二号及 」とする。 条第一 び 都 号及び に 市 都市 るの は 定により読 開 「第十二条」 民間都 項 発 び 「第十一 再生特別 第二号」とあ 各号」と、 法 は 都 第十 第 市 項 芾 再 条第 \hat{O} み 開 四 生 発法 措置 条第 とあるの · 条第 規 替えて適用 特 %定に 民 一項 別 第二十条第 法 る 間 措 より 項 第二十九 0 項 都 置 (都 各号 は は 及 法 市 でする場 読 市 び 開 「第 「第 第 及 み 再 発 第 十二 条第 十二 替 匹 法 び 生 + 合 号 特 条 第 都 え 九

3 略

金

0

貸

付

け

第三十 関する 都市 湾 号に 付 施 設 けることが 開 条 法律 0 掲 発 整 げる業務 法 政 一備に 第五 府 (昭 は、 立条第 一 関する費用に 和 できる。 がに要 匹 民 + 間 つする資金のうち、 項 一年 都 \hat{O} 市 規 -法律第二十号) 構に 充てるべきもの 定によるもの 対 ì 政 都 令で定める道 \mathcal{O} 第 市 0 ほ 開 条第七 か、 発 一部を無利子 資 前 金 条第 項 0 及び 貸付 路 又 で は 項 民 け 港 間 第 に

2

協

会

0

会

議

0

開

催

2 特 た場 0 殊法 開 前 一合に 催 項 世を求め 人の 0 おけ 規 代表者」 定による認定 た認定事業者」とする。 る第十九 とあるの 条第四 事業 は、 者 項 \hat{O} か 規 5 定の 特 求 殊法 適用につ めに応じて会議 人の 代表者及び ては、 を開 及び 催

都 市 再生事業に係る認可等に 関する処 理 期 間

第四 する。 に政令で定める期間以内におい 行う行政庁は、 げる認可、 るところにより当該都市再生事業を施行するために必要な次に掲)の申請を行った場合においては、 十二条 認定又は承認 都市再生事業を行おうとする者が国土交通省令で定 当該申請を受理した日から三月以内で認可等ごと (以下この節において「認可等」という て速やかに当該処分を行うもの 当該認可等に関する処分を لح \Diamond

四 三 土地区画整理法第四条第一 項 兀 前段、 条第一項前段、 の 二 項前段、 第一 第五十二条第一 第五十 項又は第七十一条の三第十四 第二項 第一項後段、 一条の二第一 前段若しくは第三項 項前段、 第五十五条第十二項、 項 前段、 第十条第 第五十 「項の規定による認 前段、 一項前段、 第三十 条の十第 第七十 九 第十 可 条

第 五. 章 都 市 再 生 **上整備計** 画に 係る 特別 \mathcal{O} 措 置

第 兀 節 民間 都 市 再 生 整備事 業 計 画 \mathcal{O} 認 定等

民 間 都 市 再 生 一整備事業計 画 0 認定)

第六 計画 関する計画 上の 迎 下 もの 土交通省令で定めるところにより、 に記載された事業と 条 「整備事業区域」 「該都市開発事業を施行する土地 。 以 下 都市再生整備計 以下 「都市再生整備事業」 |民間都市再生整備事業計画」という。 という。 体的に施行しようとする民間事業者は 画の 区域内に 0 と 面積が政令で定める規 当該都市再生整備事 いう。 おけ (水面を含む。 る 都 を都市再生整備 市 開 発事業で) を作 0) 業に 模以 域 あ

> (都市 再 生 事 業に係る認可等に 関 ける 処 理 期 間

第

四

3

略

する。 に政令で定め 行う行政庁は、 げる認可、 るところにより当該)の申請を行った場合においては、 1十二条 認定又は承認 都市 る期 当該申請を受理した日から三月以内で認可等ごと 再生事業を行おうとする者が国土交通省令で定 (間以内において速やか (都市再生事業を施行するために必要な次に (以下この節 当該認可等に関する処分を において「認可等」という ? に 当 一該処分を行うもの 掲 لح

· = 略

七十一 第一項 認可 兀 土地区] 条第 前段、 条の二第一 項 前 画 [整理 第 五 段、 法 第二項 第四 項又は第七十一条の三第十四項の規定による 十二条第一項 条第一項 前段若 後段、 しくは第三項 前 段、 第五十五条第十二項、 第十条第一 前 段、 項 第三十 前 段、 九 第 第条十

兀

第五 市 再 生 整備 画 基づく 特別 措

成し、 国土交通大臣の認定を申請することができる。

- 2 ればならない。 民間都市再生整備事業計画には、 次に掲げる事項を記 載し なけ
- 整備事業区 一域の 位置及び面積
- 建築物及びその 敷地の 整備に関する事業の 概要
- 三 者又は管理者となるべ 公共施設の整備に関する事業の き者 概要及び当該公共 施設の 管 理
- 七六五四 工事着手の 時期及び事業施行期間

資金計画 用地取得計画 画

その他国土交通省令で定める事項

民 間 都 市再生整備事業計 画 の認定基準等)

第六十四 認めるときは、 計 1.係る民間都市再生整備事業計 画 0 認定」 条 国土交通大臣 という。 整備事業計画の は、 0 申 -請があ 前条第 認定をすることができる。 画が次に掲げる基準に適合すると った場合にお 項の認定 以 いて 下 整備事 当 該申 請 業

- 業と一 るものであり、 再生に著しく貢献するものであると認められること。 当該都市再生整備事業が 体的に施行されることによりその カュ つ、 当該都市再生整備計画の 都市再生整備計画に記載された事 事業の 区域を含む都市 効果を一 層高め
- 備方針に適合するものであること。 ?及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が、 整備事業区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、 地域 建 築 整
- 三 市再生整備事業を都市再生整備計画に記載された事業と 工事着手の時期 つ確実に遂行するために適切なものであること。 事業施行期間及び用地取得計 画 が 当 体的 該 都
- 兀 国土交通大臣は 当該都市再生整備事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを 確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 整備事業計画の認定をしようとするときは、

2

あらかじめ、 関係市町村の意見を聴かなければならない。

3 等」という。 施設の管理者又は管理者となるべき者 あらかじめ、 国土交通大臣は、 当該都市再生整備事業の施行により整備される公共 の意見を聴かなければならない。 整備事業計画の認定をしようとするときは、 (以下「公共施設の管理者

(整備事業計画の認定の通知)

第六十五条 ばならない。 速やかに、 下 市機構に通知するとともに、 整備事業区域その他国土交通省令で定める事項を公表しなけれ 「認定整備事業者」 その旨を関係市町村、 国土交通大臣は、 という。 整備事業計画の認定を受けた者 整備事業計画の認定をしたときは、 の氏名又は名称、 公共施設の管理者等及び民間都 事業施行期間 议

(民間都市再生整備事業計画の変更)

2 第六十六条 変更 るときは、 都市再生整備事業計画 (国土交通省令で定める軽微な変更を除く。 国土交通大臣の認定を受けなければならない。 認定整備事業者は、 (以 下 「認定整備事業計画」 整備事業計画 の認定を受けた民間) をしようとす という。 \mathcal{O}

前二条の規定は、 前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第六十七条 乳業」という。 も の 業計画(認定整備事業計画の変更があったときは、 以下同じ。 国土交通大臣は、 の施行の状況について報告を求めることができる に係る都市再生整備事業 認定整備事業者に対し、 (以下「認定整備事 その変更後の 認定整備事

(地位の承継)

第六十八条 認定整備事業者の一般承継人又は認定整備事業者から

画の認定に基づく地位を承継することができる。
臣の承認を受けて、当該認定整備事業者が有していた整備事業計該認定整備事業の施行に必要な権原を取得した者は、国土交通大認定整備事業計画に係る整備事業区域内の土地の所有権その他当

、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは

(改善命令)

置を命ずることができる。
に従って認定整備事業を施行していないと認めるときは、当該認に従って認定整備事業を施行していないと認めるときは、当該認第六十九条 国土交通大臣は、認定整備事業者が認定整備事業計画

(整備事業計画の認定の取消し)

機構に通知するとともに、公表しなければならない。かに、その旨を、関係市町村、公共施設の管理者等及び民間都市2 国土交通大臣は、前項の規定による取消しをしたときは、速や

(民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務)

第七 ほか 交通大臣の承認を受けて、 範囲内に限る。 行に要する費用の一 一条 次に掲げる方法により、 民間事業者による都市再生整備事業を推進するため、 民間都市機構は、)について支援すること。 部 (公共施設等の整備に要する費用の額の 次に掲げる業務を行うことができる。 第二十九条第一項に規定する業務の 認定整備事業者の認定整備事業の施 国土

式会社又は有限会社に限る。)に対する出資イ認定整備事業者(専ら認定整備事業の施行を目的とする株

- 特定目的会社に対する出資

 理及び処分を行うことを目的とする株式会社、有限会社又は建築物等」という。)を取得し、当該認定整備建築物等の管建築物及びその敷地(以下この号において「認定整備可 専ら、認定整備事業者から認定整備事業の施行により整備
- 規定する不動産特定共同事業契約に基づく出資物等を取得し、当該認定整備建築物等の管理及び処分を行う物等を取得し、当該認定整備建築物等の管理及び処分を行うる定整備建築物等を整備し、又は整備された認定整備建築
- に限る。) の受益権の取得 定整備建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするもの 定整備建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするもの にいる (受託した土地に認定整備建築物等を整備し、当該認
- 令で定める方法 ホ イからニまでに掲げる方法に準ずるものとして国土交通省

2

三 措置法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を 同条第二号中 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 あるのは 別措置法第七十一条第一項各号」と、 四条第一項各号」とあるのは う場合には、 いて同じ。 一号及び第二号並びに都市再生特別措置法第七十一条第 「第四条第一項第一号及び第二号」とあるのは 前 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 項の規定により、 民間都市開発法第二十条第 「第十 民間都市開発法第十 「第十二条」とあるのは「第十二条 ٢ 一条第一項 「同項」 民間都市機構が同項各号に掲げる業務を行 (都市再生特別措置法第七十 とあるのは 「第四条第一 一条第 一号中 民間都市開発法第十四条中 第十 項各号及び都市再生特 項及び第十二条中 第十 一条第 「第四条第一項 以下この号にお 一条第 (都市再生特別 一項」と、 項第 一条第二 一項」と 第 第

2 第七十五条第二十五条又は第六十七条の規定による報告をせず、 第七十二条 略 3 第七十四条 第七十三条 °|て は、 含む。 又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 (罰則) (経過措置) (命令への委任) (権限の委任) 略 民間都市機構は、 国土交通省令で定める基準に従って行わなければならない)」とする。 略 略 第一項第一号に掲げる業務を行う場合におい 2 第六十六条 第六十三条 第六十五条 第六十四条 をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 (罰則) (権限の委任) (経過措置) (命令への委任) 略 略 第二十五条の規定による報告をせず、 略 略 又は虚偽の報告

3 宅地について所有権又は借地権を有する者を株主又は社員とする株式会社又は有限会社で次に掲げる要件のすべてに該当するものは、当該所有権又は借地権の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業の施行を主たる目的とするものであること。	第三条 略 (土地区画整理事業の施行)	第三節 図画整理会社(第五十一条の二―第五十一条の十三) 第三節 図画整理会社(第五十二条―第七十一条) 第五節 国土交通大臣(第六十六条―第七十一条) 第二章 今第六章 略 第三章 今第六章 略 第七章	第二章 施行者	改正案
	第三条 略 (土地区画整理事業の施行)	第二節・第二節 略 第三節 都道府県及び市町村(第五十二条―第六十五条) 第五節 独立行政法人都市再生機構等(第七十一条の二―第七十一条の六) 条の六) 条の六) 第七章 罰則(第百三十七条―第百四十六条)	第二章 施行者 第一章 略	現

三 す んる者が、 議決権 行 地 区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有 0 株式会社 過半数を保 にあ 有していること。 つては総株主の、 有限会社にあつては 総社

兀 又は借 は 該 \mathcal{O} 限会社が所有する施行地区となるべき区域内の宅地 有 宅地又は借地 借 これ 権 の総地積との合計の三分の二以上であること。 が 号の議決権の過半数を保有している者及び当該株式会社又は有 地 地権 又は 権 が 有 0 らの者が する借地 その の目的となつている宅地について当該者が有する宅地又 目 借 的 地 となっている宅地 権の 区 権 宅地 0 .域内の宅地の総地積と借地権の目的となつてい 権 共有持分の 目 の目的となっているその区 的となつている宅地の地積に当該者が有する の共有者又は共同借地権者であるときは、 割合を乗じて得た面 の地積とみなす。 域内 この場合にお 積 0 の地積とそれら 宅地 n該宅地 地 積と

4 5 略

土 地 区 画 整理事 業の 廃 止 又は終了)

第十三条 略

2

内 設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、 業 て同じ。 \mathcal{O} により指定された宅地についての第百十七条の二第一項に規定する指 設区が定められている場合においては、 治定期 期間 の終了に 都道 0) 以下この項 換 地 所県知事は、 (第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地について に 間 を経過した後でなければ、 住宅が ついての認可をしてはならない。 の終期が異 第四十五条第三項及び第五十一条の十三第二項におい 建 設 第六条第二項の規定により事業計画に住宅先行建 なる場合においては、 されたこと等により施行地区における住宅の建 前項に規定する土地区画整理事 第八十五条の二第五項の ただし、住宅先行建設区 その終期の最 も遅いも 指定期間 規定 $\tilde{\mathcal{O}}$

> 3 4 略

2 第

十三条

(土地区

画

整

理事業の

廃 止

及び終了)

定期間 なければ、 により指定された宅地についての第百十七条の二第一項に規定する指 いと認められる場合においては、 たこと等により施行地区における住宅の建 してはならない。 \mathcal{O} 設区が定められている場合においては、 指定期間の終期が異なる場合においては、 以下この項及び第四十五条第三項において同じ。 都道府県知事は、 (第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地について 略 前項に規定する土地区画整理事業の終了についての認可を ただし、 第六条第二項の規定により事業計画に住宅先行 住宅先行建設区内の換地 指定期間内においても当該認可をす 第八十五条の二第五項 設を促進する上で支障がな その終期の最も遅 に住宅が建設され を経過した後で でも (の規・ \mathcal{O} 定

内においても当該認可をすることができる。

3 4 略

(事業計画及び事業基本方針)

第十六条 略

2 ばならない。 施行地区及び工区) ところにより、 第十四条第二項の事業基本方針においては、 施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、 及び土地区画整理事業の施行の方針を定めなけれ 国土交通省令で定める

3 • 4 略

(事業計画の案の作成及び組合員への周知等)

第十九条の二 ばならない。 三項 組合員に当該事業計画の案を周知させるため必要な措置を講じなけれ を作成し、 の事業計画を定めようとするときは、 国土交通省令で定めるところにより、 第十四条第二 一項の規定により設立された組合は、 あらかじめ、 説明会の開催その他 事業計 同条第 画の案

2 いては、 いては、 ることができる。 前項の組合員は、 この限りでない。 国土交通省令で定めるところにより ただし、 同項の事業計画の案について意見がある場合にお 事業基本方針において定められた事項につ 組合に意見書を提出す

3 書に係る意見を勘案し、 正を加えなければならない。 組合は、 前項の規定により意見書の提出があつたときは、 必要があると認めるときは事業計画の案に修 その意見

4 間は、 る認可を受けた者が行うものとする。 合が 前 成立した後、 一項の規定による組合の事務は 最初の役員が選挙され、 第十四条第一 又は選任されるまでの 二項の規定によ

> 3 ることができる。 略

第十六条 (事業計画及び事業基本方針 略

2

ければならない。 ところにより、 第十四条第二項の事業基本方針においては、 施行地区及び土地区画整理事業の施行の方針を定めな 国土交通省令で定める

3 4 略

(設立の認可の基準等及び組合の成立)

第二十 あ 可 る認可の申請があつた場合においては、 ると認めるとき以外は、 の申請にあつては、 一条 都道府県 知事 第三号を除く。 は、 その認可をしなければならない。 第十四条第一 のいずれかに該当する事実が 次の各号 項から第三項までに規定す (同項に規定する認

HŹ

知事の命令を含む。) に違反していること。 令 (事業計画の内容にあつては、前条第三項の規定による都道府県二 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法

· 匹 略

- 2 同法第四条第十二 合においては、 れかに該当すると認めるときでなければ、 項 規定する認可をしてはならない。 0 前 市 項の規定にかかわらず、 街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場 当 一項に規定する開発行為が同法第三十四条各号の 該区域内において土地区画整理事業として行われる 都道府県知 事は、 第十四条第一項又は第二項 都市 計画法第七条第 いず 2
- 3 行 土交通省令で定める事項を公告し、 おいては、 場合においては、 コの名称、 .する土地区画整理事業については、 施 都道府県知事は、 行 地 区及び設計の概要を表示する図書を送付しなけ 施 事業施行期間 行地区及び工区。 遅滞なく、 :期間、施行地区(施行地区を工区に分ける場合に/滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組第十四条第一項又は第三項に規定する認可をした 以下この条において同じ。)その他国 カュ . つ、 国土交通大臣及び関係市町村長 施行区域の土地につい ればならない 、 て 施

4 6 略

7 組合は、第十四条第一項の認可に係る第三項の公告があるまでは組

(設立の認可の基準等及び組合の成立)

第一

認めるとき以外は、その認可をしなければならない。可の申請にあつては、第三号を除く。)の一に該当する事実があるとる認可の申請があつた場合においては、次の各号(同項に規定する認二十一条 都道府県知事は、第十四条第一項から第三項までに規定す

略

令に違反していること。 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法

三・四略

- 3 に施行地区及び設計の 行する土地区画整理事業については、 土交通省令で定める事項を公告し、 おいては、 合の名称、 場合においては、 都道府県知事は、 事業施行期間、 施行地区及び工区。 遅滞なく、 第十四条第一項又は第三項に規定する認可をした 概要を表示する図書を送付しなければなら 施行地区 国土交通省令で定めるところにより 以下この項において同じ。)その他国 カュ かつ、 (施行地区を工区に分ける場合に 国土交通大臣及び関係市町 施行区域の土地について施 村長 な 組

4 6 略

7 組合は、第十四条第一項の認可に係る第三項の公告があるまでは組

0) で 合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、第四項の公告があるま 0 他の第三者に対抗することができない 認可に係る第三項の公告があるまでは事業計画をもつて、 は組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、 同条第三項 組合員そ

(役員の職務)

2 7 略

第二十八条

略

8 に提出しなければならない。 書及び財 理 事は、 産目録を当該承認を得た日から二週間以内に、 毎事業年度、 通常総会の承認を得た事業報告書、 都道府県知事 収支決算

9 簿及び 由 Iがない! 理事は、 書類 限 組合員から総組合員の十分の一 ŋ の閲覧又は謄写の請求があつた場合においては これを拒んではならない 以上の同意を得て会計の帳 正当な理

10 略

(総会の招集)

第三十二条 略

2 ることができる。 理事は、 必要と認める場合においては、 11 つでも臨時総会を招集す

3 \(\) 略

8 項を組合員に通知して、 議の日時、 総会を招集するには、 ただし、 場所及び目的である事項を組合員に通知しなければならな 緊急を要する場合においては、二日前までにこれらの事 総会を招集することができる。 少なくとも会議を開く日の五日前までに、 会

9 を開く日までの間 理 事 は なくとも通 当該通常総会の承認を求めようとする事業報告書 常 総会の 会議を開 く日の五日前 からその 会議

> 0) 合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、 \mathcal{O} では組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、 他の第三者に対抗することができない。 認可に係る第 項の公告があるまでは事業計画をもつて、 第四項の公告があるま 同条第三項 組合員そ

(役員の職務)

第二十八条 略

2 7

略

8

略

(総会の招集)

二十二条

略

ることができる。 理事は、 必要と認める場合においては、 何時でも臨時総会を招集す

2 第

3 5 7

8 0 組 \mathcal{O} 日時、 但し、 合員に通知して、 総会を招集するには、 緊急を要する場合においては、二日前までにこれらの事項を 場所及び目的である事項を組合員に通知しなければならな 総会を招集することができる。 少くとも会議を開く日の五日前までに、 会議

ならない。、収支決算書及び財産目録を主たる事務所に備え付けておかなければ、収支決算書及び財産目録を主たる事務所に備え付けておかなければ

10 においては、 事は、 組 正当な理由がない限り 合員 か 前 項 の書類の閲 覧又は謄写 これを拒んではならない 0 請 求が あつた場 合

(総会の会議及び議事)

、可否同数の場合においては、議長の決するところによる。 定款に特別の定めがある場合を除くほか、出席組合員の過半数で決し組合員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は、第三十四条 総会の会議は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、

2 及びその地区内の宅地について借地権を有する出席組合員のそれぞれ 以上が出 の三分の二以上で決する。 に な事項、 関する総会の議事は、 第三十一条第一 席し、 同条第十一号に掲げる事項並びに組合の解散及び合併の決定 施行地区内の宅地について所有権を有する出席組合員 号及び第三号に掲げる事項のうち政令で定める重要 前項の規定にかかわらず、 第十八条後段の規定は、 組合員の三分の二 この場合について

3 略

井井する。

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更)

第三十九条 略

があつた場合における借地権の申告について、第十九条の二の規定はる同意を得ようとする組合及び新たに施行地区となるべき区域の公告の別定は事業基本方針の変更についての認可を申請しようとする組合にありる事業計画を変更しようとする組合について、第十八条の規定は事業計画を変更しようとする組合について、第十八

(総会の会議及び議事)

数の場合においては、議長の決するところによる。に特別の定がある場合を除く外、出席組合員の過半数で決し、可否同員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は、定款第三十四条 総会の会議は、定款に特別の定がある場合を除く外、組合

2

な事項、 のそれぞれの三分の二以上で決する。 出席組合員及びその地区内の宅地について借地権を有する出席組合員 の三分の二以上が出席し、 合併の決定に関する総会の議事は、 合につい 第三十一条第一号及び第三号に掲げる事項のうち政令で定める 同条第二号及び第十一号に掲げる事項並びに組合の解散及び て準用する。 施行地区内の宅地について所有権を有する 前項の規定にかかわらず、 第十八条後段の規定は、 この 組合員 重 場

3 略

定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更

第三十九条 略

あつた場合における借地権の申告について、第二十条の規定は事業計 (重) (記) (記)

する認可の申請があつた場合又は同項に規定する認可をした場合につ 微な変更を除く。 る組合について、 区となるべき区域」とあるのは に 区及び新たに施行地区となるべき区域」 項」とあるのは て準用する。 業基本方針の変更についての認可を受けて事業計画を定めようとす ついて、 第二十条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは 第二十一条第一項、 この場合において、 第二十条の規定は事業計 「第三十九条第四項」と読み替えるものとする。 について前項に規定する認可の 第二項及び第六項の規定は前項に規定 「新たに施行地区となるべき区域」と 第十八条及び第十九条中 と、 画の変更 第二十一条第六項中 申請があつた場合 (政令で定める軽 「施行地 「施行地 第

3

4 計 11 分ける場合においては、 る。 項に規定する認可に係る定款又は事業計画の変更についてのものに限 ろにより、 ては、)その他国土交通省令で定める事項についての変更に係る事項を公 都道. の概要を表示する図書を送付し をした場合においては、 カゝ 府県知事は、 国土交通大臣及び関係・ つ、 組合の名称、 施行区 第一 域 の土地について施行する土地区画整理事業につ 施行地区及び工区。 事業施行期間、 項に規定する認可 遅滞なく、 市町 なければならない。 村長に変更に係る施行地区又は設 施行地区 国土交通省令で定めるとこ (第十四条第一項又は第三 以下この条において同じ (施行地区を工区に 4

5·6 略

第三節 区画整理会社

施行の認可)

第 五. ようとする者は、 + 条 の 二 土地 規準及び事業計画を定め 区 画 整理事 業を第三条第二 その土地区画整理事業の 項 の規定により 施行し

> とあるのは 行地区となるべき区域」 条及び第十九条中 定する認可をした場合について準用する。この場合において、 第六項の規定は前項に規定する認可の申請があつた場合又は同項に規 る認可の申請があ 画の変更 えるものとする 十一条第六項中 (政令で定める軽微な変更を除く。) について前 「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」 第三 つた場合について、第二十一条第 「施行地区となるべき区域」とあるのは 項」 と とあるのは 第二十条中 「第三十九条第四項」 「施行地区となるべき区域 項、 頭に規 第 「新たに施 と と読み替 一項及び 第十八 第二 定す

3 略

いては、 告し、 る。 ろにより、 計 分ける場合においては、 項に規定する認可に係る定款又は事業計画の変更についてのものに限)その他国土交通省令で定める事項についての変更に係る事項を公 都道府県知事は、 の概要を表示する図書を送付しなければならない。 かつ、 をした場合においては、 国土交通大臣及び関係 組合の名称、 施行区域 第一項に規定する認可 の土地について施行する土地区 施行地区及び工区。以下この項において同 事業施行期間、 遅滞なく、 市町村長に変更に係る施行地区又は設 施行地区 国土交通省令で定めるとこ (第十四条第一項又は (施行地区を工区に 画 [整理事業につ 第三

5·6 略

ならない。 施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければ 施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。 において その認可 の申請は、 国土交通省令で定めるところにより、 この場合

2 定は、 五十九条第四項に規定する認可とみなす。 区画整理事業については、 第三条第三項に規定する者が施行区域の土地について施行する土地 この場合について準用する。 前項に規定する認可をも 第四条第二項ただし書の規 つて都市計画法第

(規準)

第五十一条の三 ればならない。 前条第 項の規準には、 次に掲げる事項を記載しなけ

土地区画整理事業の名称

び工区) 施行地区 に含まれる地域の名称 (施行地区を工区に分ける場合においては、 施行地区及

土地区画整理事業の範囲

事務所の所在地

費用の分担に関する事項

八七六五四 事業年度

公告の方法

その他政令で定める事項

(事業計画)

第五十一条の四 第六条の規定は、 第五十一条の二第 一項の事業計画に

ついて準用する。

(宅地以外の土地を管理する者の承認)

定めようとする者について準用する。第五十一条の五 第七条の規定は、第五十一条の二第一項の事業計画を

(規準及び事業計画に関する宅地の所有者及び借地権者の同意)

第五十一条の六 ばならない。 権の目的となつている宅地の総地積との合計の三分の二以上でなけれ 域内の宅地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつているそ ければならない。 宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地につい て借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得な する者は 区 域内の宅地の 規準及び事業計画について 第五十一 この場合においては、 地積との合計が、 条の二 一第一 その区域内の宅地の総地積と借地 項に規定する認可を申請しようと 同意した者が所有するその区 施行地区となるべき区域内の

(借地権の申告)

請しなければならない。
、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申第五十一条の七 前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ

」とあるのは、「第五十一条の六」と読み替えるものとする。 つた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前条2 第十九条第二項から第四項までの規定は、前項に規定する申請があ

(規準及び事業計画の縦覧並びに意見書の処理)

第五十一条の八 可の申 地区となる 一週間公衆の縦覧に供させなければならない。 -請があ き区域を管轄する市町 2 た場合においては、 都道府県知事は、 第五十一条の二第 村長に、 政令で定めるところにより、 当該規準及び事業計画を ただし、 一項に規定する認 当該申請に関 施 行

。 らないことが明らかであると認める場合においては、この限りでない、 べきでないと認める場合又は同条第二項の規定により認可をしてはない明らかに次条第一項各号のいずれかに該当する事実があり、認可す

- 3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合にお りては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときは、第五十一条の二第一項に規定する認可を申請した を認めるときは、第五十一条の二第一項に規定する認可を申請した。 の意見書に係る意見を採択すべきであ
- 中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法
- 規定する手続を行うべきものとする。
 告した場合においては、その修正に係る部分について、更にこの条に定により規準及び事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申定により規準及び事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申

(施行の認可の基準等)

実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。可の申請があつた場合においては、次の各号のいずれかに該当する事第五十一条の九一都道府県知事は、第五十一条の二第一項に規定する認

| 申請者が第三条第三項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式

会社又は有限会社でないこと。

- 二 申請手続が法令に違反していること。
- による都道府県知事の命令を含む。)に違反していること。 二 規準又は事業計画の決定手続又は内容が法令(前条第三項の規定
- 施行地区に編入されていること。 業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事
- 的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。五、土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを
- 2 項の れかに 定する認可をしてはならない。 合においては、 法 前 第 市 項 該当すると認めるときでなければ、 四条第十一 街化調整区域と定められた区 の規定にかかわらず、 当該区域内において土地区画整理事業として行われる 一項に規定する開発行為が同法第三十四条各号の 都道府県知事は、 域が施行地区に編入されている場 第五十 都市計画法第七条第一 一条の二第一項に規
- 3 施行 する土 交通 名称、 お いて 地 省令で定める事項を公告し、 は 道 区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。 地 府県知事は、 区画整理事業については、 事業施行期間 は、 施行地区及び工 遅滞なく 第五十一条の二第一項に規定する認可をした場合 区。 施行地区 国土交通省令で定めるところにより、 以下この かつ、 (施行地区を工区に分ける場合にお 国土交通大臣及び関係市町村長に 項において同じ。 施行区域の土地について施行 他国土 施行者
- 覧に供しなければならない。 一意に供しなければならない。 三条第四項又は第百二十五条の二第五項の公告の日まで、政令で定め 三条第四項又は第百二十五条の二第五項の公告の日まで、政令で定め で表
- 5 第三条第三項の規定による施行者(以下「区画整理会社」という。

事業計画をもつて第三者に対抗することができない。)は、第三項の公告があるまでは、施行者として、又は規準若しくは

(規準又は事業計画の変更)

2 第五十一条の十 ればならない。 たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなけ とするときは、 ればならない。 る場合においては、 国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は新 この場合において、 区 画 その変更について都道府県知事の認可を受けなけ 整理会社は、 規 第工は事業計画を変更しようとす 区画整理会社がその申請をしよう

のは に施行 おいて、 める軽微 申請しようとする区画整理会社につい あるのは 第 合又は同項に規定する認可をした場合について準用する。この場合に 施行地区となるべき区域の公告があつた場合における借地権の申告に たに施行地区となるべき区域がある場合にこの項において準用する第 た場合について いて、 場合において + 第五十一条の六の規定は規準又は事業計画の変更についての認可を 第七条の規定は事業計 項 前 一者並びに」と、 条第 地 中 条の六に規定する同意を得ようとする区画整理会社及び新たに 第五十 第五十 区となるべき区域」 な変更を除く。 第五十 施行地区となるべき区域」 項 第 一条の六、 一条の八の規定は規準又は事業計画 同項第三号及び第四号中「施行地区となるべき区域 前条の規定は同項に規定する認可の申請があつた場 号中 条の十第二項において準用する第五十一条の六」 第五十一条の七第二項中「第五十一条の六」と 画を変更しようとする区画整理会社について 「でないこと」 第五十一条の七第 について前項に規定する認可の申請があつ と 第五十一条の六中 とあるのは て、 とあるのは 第五十一条の七の規定は新 一項 及び第五十一条の八 「施行地区及び新た 四の変更 「者及び」とある 「でないこと。 (政令で定

る事 る の変更をもつて」 又は規準若しくは事業計画をもつて」とあるのは に係る施行地区又は設計の概要」 とあるのは、 と 項を公告し」 同条第一 と読み替えるものとする。 施行 کر 項 中 地区及び新たに施行地区となるべき区域」 「を公告し」 「施行地区及び と とあるのは 同条第五項中 設計の概要」とあるのは 「についての変更に係 「規準又は事業計 「施行者として、 変更 とす

その債権者の同意を得なければならない。 区画整理事業の施行のための借入金があるときは、その変更について事業計画を変更しようとする場合において、その区画整理会社に土地

(区画整理会社の合併又は事業の譲渡等)

、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。が施行する土地区画整理事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受けは第五十一条の十一 区画整理会社の合併若しくは分割又は区画整理会社

2

るのは、 する。 実があると認めるとき又は規準若しくは事業計画の変更を伴うとき」 は なるべき区域」とあるのは ようとする者について、 お 次 申 第五十一条の二第 次 F請があ V の各号のい 同項第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと。この場合 7 の各号 この場合におい 施行地区」 つた場合又は同項に規定する認可をした場合について準用 同 項 (第三号及び第四号を除く。 ずれかに該当する事実があると認めるとき」とあるの 第三号及び第四号中 項後段の規定は前項に規定する認可の申請をし とする」 第五十一条の 第五十一 「施行地区」と、 と読み替えるものとする。 条の二第一 施行地区となるべき区域」 九の規定は同項に規定する認可 のい 第五十一条の九第 項後段中 ずれかに該当する事 「施行地区と 一項中

(承継)

第五十一条の十二 地区 整理 理事業の全部を承継させるものに限る。 続する会社、 有する権利義務を含む。 は る土地区画整理事業の全部の譲渡があつた場合においては、合併後存 .画 画 整 事業を承継した会社又は土地区画整理事業の全部を譲り受けた者 整 理事業に関して有する権利義務 地区画整理事業の施行者の地位及び従前の区画整理会社が土地 一理事業に関し、 合併により設立された会社若しくは分割により土地区 区画整理会社の合併若しくは分割 行政庁の許可、 を 承継する。 (従前の区画整理会社がその土 認可その 又は区画整理会社の施行す 他の処分に基づいて (当該土地区 画 画 整

(土地区画整理事業の廃止又は終了)

第五十一条の十三 県 知 により い。 終了しようとする場合においては、 会社がその申請をしようとするときは、 事 の認可を受けなければならない。 施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならな 区画整理会社は、 その廃止又は終了について都道府 土 地 国土交通省令で定めるところ この場合において、 区画整理事業を廃止し、 区画整理 又は

2

る。 規定により事業計画に住宅先行建設区が定められている場合において 項に規定する土地区画整理事業の終了についての認可をしてはならな る場合に 百十七条の 施 行地 ただし、 第八十五条の 道 府県. おいては 区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められ が知事は、 第 住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等によ 項に規定する指定期間を経過した後でなければ、 二第五項の規定により指定された宅地についての 第五十 指定期間内においても当該認可をすることができ 条の 匹に おいて準用する第六条第二 項 第

3 て るときは そ 画 整 0 区 理会社は その 画整理会社 廃止についてその債権者の同意を得なければならない 土 に土 地 区画整理 地 区画 整理 事業を廃止しようとする場合におい 事業の施行のため の借 入金があ

4 終了をもつて」 る 項 くは事業計画をもつて」 \hat{O} 規 Ŧi. この場合にお + 定 は 条の九 第 と読み替えるものとする。 第三項 項 (に規: とあるのは、 同条第五項中 定する認可 (図書の送付に係る部分を除く。 をし 「土地区画整理事業の廃止又は 「施行者として た場合の公告に 又は規準若し 及び第五 7 準用す

第四節 都道府県及び市町村

、施行規程及び事業計画

[の決定)

第五十二条 て定め 画 \mathcal{O} 都道府県にあつては国土交通大臣の、 画 を定めなければならない。 整理事業を施行しようとする場合においては、 認 可を受けなけ る設計の概要について、 都道府県又は市町村は、 ればならない。 この場合において、その事業計画におい 国土交通省令で定めるところにより、 第三条第四項の規定により土地区 市町村にあつては都道府県知事 施行規程及び事業計 第

2 する認可と、 項に規定する認可 て 合に準用する。 は 理 都道府県又は市町 前 事業について事業計画を定めた場合においては、 項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九条第二項に規定 市町 とみなす。 村にあつては前項に規定する認可をもつて同条第 村が第三条第四項の規定により施行する土地区 第四条第二項ただし書の規定は、 都道府県にあつ この 場 画

2

(土地区画整理審議会の設置)

第三節 都道府県及び市町村

施行規程及び事業計画の決定

の認可を受けなければならない。 市町村にあつては都道府県知事都道府県にあつては国土交通大臣の、市町村にあつては都道府県知事画を定めなければならない。この場合において、その事業計画におい画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を出土二条 都道府県又は市町村は、第三条第三項の規定により土地区

(土地区画整理審議会の設置

第五十六条 土 地区 画整 理事業ごとに、 都道府県又は市町村が第三条第四項の規定により施行する 都道府県又は市町村に、 土地 区画整理審議

2 \ \ 4 略

会

(以下この節において

「審議会」という。

) を置く。

評 [価員]

第六十五条 築物の評価について経験を有する者三人以上を、 条第四項の規定により施行する土地区画整理事業ごとに、土地又は建 評価員に 選任し 都道府県知 なければならない。 事又は市町村長は、 都道府県又は市町村が第三 審議会の同意を得て

2

3 ŋ 価 付しようとする場合においては、 を 定めようとする場合又は第百九条第一項の規定により減価補償金を交 聴 その 定められる建築物の部分の価額を評価しなければならないものとし |額並びに第九十三条第一 都 カ 道 なけ 評 府県又は市町 価については、 ればならない。 対は、 第 項、 換地計画において清算金若しくは保留地を 項の 第二 規定に 土地及び土地について存する権利の 項、 第四項又は第五項の規定によ より選任された評価員の意見

第 五節 国土交通大臣

施 行規程及び事業計 画 [の決定)

第六十六条 8 事業を施行しようとする場合においては、 なけ れ ばならない 国土交通大臣は、 第三条第五項 施行規程及び事業計画を定 の規定により土地区画整理

2 業について事業計画を定めた場合においては、 玉 土 交通 大臣が第一 条第五項の 規定により施行する土地区画整 事業計画の決定をもつ **埋**事

> 第五十六条 会 土地区画整理事業ごとに、 (以下本節において「審議会」という。 都道府県又は市町村が第三条第三項の規定により施 都道府県又は市町村に、) を置く。 土 地 区 .画 整 理審 行 ける

議

2 \ \ 4 略

(評価員)

第六十五条 築物の評価について経験を有する者三人以 条第三項の規定により施行する土地区画整理事業ごとに、 評価員に選任しなければならない。 都道府県知事又は市町村長は、 シ上を、 都道府県又は市 審議会の同意を得て 土地又は建 町 村 言が第三

2 略

3 ŋ を聞かなければならない。 価額並びに第九十三条第一項、 付しようとする場合においては、 定めようとする場合又は第百九条第一項の規定により減価補償金を交 定められる建築物の部分の価額を評価しなければならないものとし その評価については、 都道府県又は市町村は、 第 換地計画において清算金若しくは保留 項 の規定に 第二項、 土地及び土地について存する権利の 第四項又は第五項の規定によ より選任された評価員の 意見 地 を

第四 節 国土交通大臣

(施行規程及び事業計画 (T) 決定

第六十六条 8 事業を施行しようとする場合においては、 なければならない 国土交通大臣は、 第三条第四項 の規定により土 施行規程及び う事業計で 地区 一画整 画 [を定 理

2 業について事業計画を定めた場合においては、 国土交通大臣が第三 |条第四項の規定により施行する土 事業計画の決定をも 地区画: 理事

項ただし書の規定は、この場合に準用する。て都市計画法第五十九条第三項に規定する承認とみなす。第四条第二

(評価員)

第七十一条 条第 県 県又は市 理 知事又は市町村長」とあり、 事業について準用する。 匹 [項] 町 とあるの 第六十五条の規定は、 村」とあるのは は 第三 この場合において、 「国土交通大臣」と、 一条第五項」 並びに同項及び同条第三項中 国土交通大臣が施行する土地区画 と読み替えるものとする。 同 条第 同条第一項中 項中 「都道府 「都道府 第三 整

第六節 独立行政法人都市再生機構等

(評価員)

第七十一条の五 構等」 事 あ 場 の三の規定により施行する土地区画 と 長」 るの 合において、 لح は と読み替えるものとする。 同 項及び同条第三項中 「独立行政法人都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社理 第 第六十五条第 第六十五条の規定は、 条第四 項 とあるの 「都道府県又は市町村」とあるのは 項中 整理事業について準用する。この 「都道府県知事又は市町村長」と 機構等が第三条の二又は第三条 は 「第三条の二又は第三条の三 機

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第七十二条 事 は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業の施行の準備又 長等」という。 芾 再生機構理事 国土交通大臣、 ・長若しくは地方住宅供給 は、 第 都道府県知事、 一条第四 項若 しくは第五項、 市町村長又は独立行政法人 公社理事長 以下 第三条の二又 機 構理

項ただし書の規定は、この場合に準用する。て都市計画法第五十九条第三項に規定する承認とみなす。第四条第二

(評価員)

第七十一条 第三条第一 道府県又は市町村」とあるのは 県知事又は市町村長」とあり、 理事業について準用する。 三項」 第六十五条の規定は、 とあるの は この場合におい 「第三条第四項」 又は同条第 「国土交通大臣」と、 国土交通大臣が施行する土地 . て、 項若しくは第三項中 と読み替えるものとする 同 条第 同条第一項中 項 中 「都道府 区 画 都 整

第五節 独立行政法人都市再生機構等

(評価員)

第七十一条の五 Ł 場合において、 同 は の三の規定により施行する土地区画整理事業について準用する。 と読み替えるものとする。 条第 「独立行政法人都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社理事長」 第 項及び第三項中「都道府県又は市町村」とあるのは 条第三 同条第一項中 第六十五条の規定は、 項」とあるのは 「都道府県知事又は市町村長」とあるの 「第三条の二又は第三条の三」と、 機構等が第三条の二又は第三条 機構等

(測量及び調査のための土地の立入等)

第七十二条 事長等」 は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業の施行の準備又 都市再生機構理事長若しくは地方住宅供給 という。 国土交通大臣、 は、 第三条第 都道府県知事、 三項若し 市町村長又は独立行 公社理事長 くは第四項 (以 下 第三条の二又 「機構理 政法

る必 事 立 する土地に、 管轄する市町村長の認可を受けた場合においては、 は る者又は 業を施行しようとする者、 ち入らせることができる。 組 施 要が 合 行のために他人の占有する土地に立ち入つて測量し、 区画整理会社についても、 ある場合においては、 同 条第 自ら立ち入り、 項 の規定により 第三条第一項の規定により土地区画整理 又はその命じた者若しくは委任した者に 個人施行者、 その 土地 その者が当該土地の属する区域を 必要の限度において、 X 画整理事業を施行しようとす 組合を設立しようとする者 同様とする。 他 又は調査す 人の占有

- ることができる。 とが著しく困難である場合においては、公告をもつてその通知に代えればならない。ただし、同項前段に掲げる者にあつては、通知するこち入ろうとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなけ 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立 2
- 4 略
- りを拒み、又は妨げてはならない。 5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入
- 6 得ることが困難であり、 同 お あ を行う者 した者を含む。 つて、 項 第 前段 — 項 τ その所有者及び占有者がその場所にいないため、その承諾を が、 に掲げる者又は同項後段に掲げる者 障害となる植物又はかき、 の規定により他 その測量又は調査を行うに当たり、 は、 当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認 かつ、 人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査 その現状を著しく損傷しないときは、 さく等を伐除しようとする場合に (その命じた者又は委任 やむを得ない必要が

する土地に、 る必要がある場合においては、 村長の認可を受けた場合においては、 又は組合についても、 事業を施行しようとする者、 立ち入らせることができる。 は施行のために他人の占有する土地に立ち入つて測量し、 自ら立ち入り、 その者が当該土地の属する区域を管轄する市 第三条第一項の規定により土地区 個人施行者、 又はその命じた者若しくは委任した者に その必要の限度にお 同様とする。 組 合を設立しようとする者 いて、 又は調 他 一人の占 画 整理 査 す 有

- ことができる。
 が著しく困難である場合においては、公告をもつてその通知に代えるが著しく困難である場合においては、公告をもつてその通知に代えるればならない。但し、前項前段に掲げる者にあつては、通知することち入ろうとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなけ前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立
- 者に告げなければならない。入ろうとする者は、立入の際、あらかじめ、その旨をその土地の占有た他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれ

3

4 略

6

- を拒み、又は妨げてはならない。 5 土地の占有者は、正当な事由がない限り、第一項の規定による立入
- した者を含む。)は、 ることが困難であり、 つて、 を行う者が、 項 て、 第 前段に掲げる者又は同項後段に掲げる者 その所有者及び占有者がその場所にいないため、 障害となる植物又はかき、 項 の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調 その測量又は調査を行うに当り、 且つ、 当該土地の属する区域を管轄する市町村長 その現状を著しく損傷しないときは さく等を伐除しようとする場合にお (その命じた者又は委任 やむを得ない必要が その承諾を得 の認 第 あ 杳

物 び 可 占有者に通知し を受けて、 又はかき、 これを伐除することができる。 さく等を伐 なけ れ ば 除 した後、 ならない。 遅 滞なく、 この場合においては、 その旨をその所有者及 植

7 が 前 その あつた場合においては、 項 第 0 一項の規定により他 身分を示す 規定により植物若しくはかき、さく等を伐除しようとする者は 証票又は 人の占有する土地に立ち入ろうとする者又は これを提示しなければならない。 市町村長の認可証を携帯し、 関係 人の 請求

(技術的援助の請求)

第七十五条 ぞれ土 同じ。 二十三条第一 村 会社は都道 とする者 求 0 0 より土 交通大臣及び都道府県知事に対し、 により土 長に対 第百二十六条及び第百二十七条の二第一 (の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理 めることができる。 二第一項におい 規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第百二十七条 地 地 は国土交通大臣に対 地区 区画整理事業に関 Ļ 区画整理事業を施行する場合に限る。 第三条第一 府県知事及び市町村長に対し、 個 土地区 項、 人施行 画整理事業を施行する場合に限る。 、 て 同 第百二十六条及び第百二十七条の一 者、 画 項 整理事業の ľ の規定により土地区画整理事業を施行 組合を設立しようとする者、 し専門的 は国土交通大臣、 Ļ 機構等 施行の準備又は施行のために、 知識 都道府県 を有する職員の技術的援助 (第三条の二又は第三条の三 市町村 項において同じ。)は国土 (第三条第四項の規定に 都道 第百三条第四項、 第百二十三条第 (同条第四項の 府県知事及び市 二第一項において 組 合 同条第三 しよう それ 第百 規定 町 項

建築行為等の制限

|第七十六条 次に掲げる公告があつた日後、第百三条第四項の公告があ

び占有者に通知しなければならない。物又はかき、さく等を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及可を受けて、これを伐除することができる。この場合においては、植

があつた場合においては、これを呈示しなければならない。 、その身分を示す証票又は市町村長の認可証を携帯し、関係人の請求前項の規定により植物若しくはかき、さく等を伐除しようとする者は7 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者又は

(技術的援助の請求)

第七十五条 土地区 とする者、 できる 整理事業に関 おいて同じ。 土地区画整理事業を施行する場合に限る。 土交通大臣に対 項、 整理事業を施行する場合に限る。 都道府県知事に対 条及び第百二十七条の二第一項において同じ。) 画整理事業を施行する場合に限る。 県知事及び市町村長に対し、 第百二十六条及び第百二十七条の二第一項において同じ。 |画整理事業の施行の準備又は施行のために、 個人施行者、 第三条第一 は国土交通大臣、 専門的 Ĺ 機構等 項 !知識を有する職員の技術的援助を求めることが 都道府県 組合を設立しようとする者又は組合は の規定により土地区画整理事業を施行 (第三条の二又は第三条の三の規定により 市町村 (第三条第三項の規定により土地区 都道府県知事及び市町村長に対 第百三条第四項、 第百二十三条第一項、 (同条第三項の規定により土 第百二十七条の は国土交通大臣及び 第百二十三条第 それぞれ土地区 第百二十六 二第) は 国 都 しよう 項に 地区 道 画 画 府

、建築行為等の制限

第七十六条 次の各号に掲げる公告があつた日後、第百三条第四項の公

する土地区 する土 物 新 なるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その る日までは、 件の設置若しくはたい積を行おうとする者は、 築 地 改築若しくは増築を行 区画整理事業にあつては国土交通大臣の、 画整理事業にあつては都道府県知事の許可を受けなければ 施 行地区内において、 V 又は政令で定める移動の容易でない 土 地 区画整理事業の施 国土交通大臣が施行 その他の者が施行 他 の工作物 行の障害と 0

下こ 0 告 いての認可の 個人施行者が施行する土地区画 の項におい て 公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更 「事業計画の変更」という。 整理事業にあつては、 についての認可 その施 行に 以 Ö

ならない。

略

兀 規定により施行する土地区画整理事業にあつては、 に 公告又は つ 区 いての 町 画 村 整 理会社が 認可 事 都道府県又は国土交通大臣が第三条第四項又は第五項の 業計 0 施行する土地区 画 公告又は事業計画 0 変更の 公告 画 整 0 変更に 理事業にあつては、 つい の認 事業計画の決定 その 0 施 行

五.

- 2 その許 都道 府県知事は、 可をしようとするときは、 前 項に規定する許 施行者の意見を聴かなければなら 可 の申請があつた場合において
- 3 おい ŧ 合において、 0) 国土交通大臣又は都道府県知事は、 許可に期限その他必要な条件を付することができる。この場合に で あ つてはならない。 れらの条件は、 土地区画整理事業の施行のため必要があると認めるとき 当該許可を受けた者に不当な義務を課する 第一項に規定する許可をする場

作物の でない物件の設置若しくはたい積を行おうとする者は、 け が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事の許可を受けな が 障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その 告がある日までは、 *施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、 ればならない。 新築、 改築若しくは増築を行い、 施行地 区内において、 又は政令で定める移動 土地区画整理 国土交通大臣 事業 その他 0 他 施 容易 .の者 \mathcal{O} 行 Ĭ 0

下本項において いての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画 個人施行者が施行する土地 「事業計画の変更」という。)についての認可 区 画整理事業にあつては、 四の変更 その施 行に 0 议 公

略

告

0

三 規定により施行する土地区画整理事業にあつては 市町 公告又は 村、 事業計画の 都道府県又は国土交通大臣が第三条第三 変更の 公告 一項又は 事業計画 第 0 兀 項 決

兀 略

- 2 ない。 その許可をしようとするときは、 都道府県知事は、 前項に規定する許可の申請があつた場合にお 施行者の意見を聞かなければなら 7
- 3 は、 Ł おいて、これらの条件は、 合におい 国土交通大臣又は都道府県知事は、 \mathcal{O} であ 許可に期限その他必要な条件を附することができる。この場合に て、 つてはならない 土地区画整理事業の施行のため必要があると認めるとき 当 一該許可を受けた者に不当な義務を課する 第一 項に規定する許可をする場

4 5 略

5

略

(建築物等の移転及び除却)

第七 宅 設 定した場合、 れ 総 は 仮換地について仮に権 竹木土 . ら 称する。 地又は公共施設の用に供する土地に存する建築物その他の工作物又 0 ついて使用し、 変更若しくは廃止に関する工事を施行する場合において、 七条 0) 建築物等を移転し、 石等 施 を移転 行者は、 第百条第一 (以下これらをこの条及び次条において「建築物等」 若しくは収益することを停止させた場合又は公共施 利の目的となるべき宅地若しくはその部分を指 第九十八条第一項 項の規定により従前の宅地若しくはその部 又は除却することが必要となつたときは、 又は除却することができる。 の規定により仮換地若しくは 従前 ح لح 0 分

2 略

3 たものを移転し、 規 に 項 定により移転若しくは除 違 項の規定に違反し、 0 0 前 いて 反して建築されている建築物で既に同条第四項若しくは第五項の 相当の期限は、 項 の場合におい 政令で定める軽微な移転若しくは除却をする場合又は前条第 若しくは除却する場合については、この限りでない 三月を下つてはならない。 て、 若しくは同条第三項の規定により付された条件 住居の用に供している建築物については、 却が命ぜら れ、 若しくはその旨が公告され ただし、 建築物の 部 同

4 6 略

7 等を移転し、 又は第四項後段の この 任し 5 施 行者は、 建 場合におい た者に建築物等を移転させ、 築物等を移転し、 又は除却しようとするときは、 第 一項の規定により建築物等の所有者に通知 て、 規定により公告された期限後におい 個 人施 若しくは除却し、 行者、 若しくは除却させることができる 組 合又は区画整理会社は、 又はその命じた者若しくは あらかじめ、 ては、 建築物等の した期限 建築物 つでも 後

(建築物等の移転及び除却

第

称する。 について使用し、 らの建築物等を移転し、 は竹木土石等 宅地又は公共施設の用に供する土地に存する建築物その他の工作 設の変更若しくは廃止に関する工事を施行する場合において、 定した場合、 仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を 七十七条 を移転 施行者 第百条第一項の規定により従前の宅地若しくはその部 (以下これらを本条及び次条において 若しくは収益することを停止させた場合又は は、 又は除却することが必要となつたときは、 第九十八条第一 又は除却することができる。 項の規定により仮換地 「建築物等」 若 公共施 従 と総 これ 物又 前 \mathcal{O} 分

2 略

3

ものを移転し、 定により移転若しくは除却が命ぜられ、 違反して建築されている建築物で既に同条第四項若しくは第五項の 項の規定に違反し、 0 項 いて政令で定める軽微な移転若しくは除却をする場合又は前 0 前 相当の期限は、 項の場合において、 若しくは除却する場合については、 若しくは同条第三項の規定により附された条件に 三月 住居の用に供している建築物については、 を下つてはならない。 若しくはその旨が公告され 但し、 この限りでない。 建 築物 0 条第 部 同 規

4~6 略

7

委任した者に建築物等を移転させ、 は除却しようとするときは、 自ら建築物等を移転し、 又は第四項 施行者は、 場 一合に 後段の規定により公告された期限後にお お 第二項の規定により建築物等の所有者に通 て、 個 若しくは除却し、 人施行者又は組合は、 あらかじめ、 若しくは除却させることができる 又はその命じた者若しくは 建築物等の所在する土 建築物等を移転 ては 知 した期限後 何 でも 地 又

なら 所在する土 ない。 地 0) 属する区域を管轄する市 町村長の認可を受けなけれ ば

8 略

9 が 第七 あつた場合においては、 その身分を示す証票又は市町村長の認可証を携帯し、 項の規定により建築物等を移転 これを提示しなければならない。 Ĭ, 又は除却しようとする者は 関係人の請求

移転等に 伴う損失補償

第七十八条 略

2

3

略

4 同条第一 項 規定は施行者 がある場合について準用する。 合又は区画整理会社が同項の規定により徴収する徴収金を滞納する者 三項までの規定中 組合の理事 の規定により費用を徴収する場合について、 行政代執行法 項中 「定款」 (個人施行者、 とあるのは (昭和二十三年法律第四十三号) 「組合」とあるのは「組合又は区画整理会社」と、 とあるの 組合及び区画整理会社を除く。)が第二 組合の理事又は区画整理会社の代表者」 は この場合において、 「定款又は規準」 第四十一条の規定は組 第五条及び第六条の 同条第 بح 同 条第四項中 項から第 4

5 抵当権があるときは、 金を支払う場合におい 旨の申 先取特権、 施行者は、 出 が :あつた場合においては、 質権又は抵当権を有する債権者から供託をしなくてもよ 前条第一項の規定により除却した建築物等に対する補償 その補償金を供託しなければならない。 て、 その建築物等について先取特権、 この限りでない。 質権又は ただし

と読み替えるものとする。

6 略

(土地の使用等)

属する区域を管轄する市 町村長の認可を受けなければならない。

8 略

9 が その身分を示す証票又は市町村長の認可証 あつた場合においては、 第七項の規定により建築物等を移転し、 これを呈示しなければならない。 又は除却しようとする者は を携帯し、 関係人の 請求

(移転等に伴う損失補償

第七十八条 3 略 略

2

定により徴収する徴収金を滞納する者がある場合について準用する。 費用を徴収する場合について、 規定は施行者 行政代執行法 (個人施行者及び組合を除く。) が第二項の規定により (昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六 第四十一条の規定は組合が第一 二項 条 規

5 抵当権があるときは、 旨の申出 先取特権、 金を支払う場合において、 施行者は、 ..があつた場合においては、 質権又は抵当権を有する債権者から供託をしなくてもよ 前条第一 その補償金を供託しなければならない。 項の規定により除却した建築物等に対する補償 その建築物等について先取特権、 この限りでない 質権又は 但し、

6 略

(土地の使用等)

第七十 業の施 場合においては、 る工事の施行のために必要な材料置場等の施設その他土地区画整理事 に居住する者を 規定による施行者 -九条 行 のために欠くことのできない施設を設置するため必要がある 第三条第四項若しくは第五項、 時的に収容するために必要な施設、 土地収用法で定めるところに従い、 は、 移転し、 又は除却しなければならない建築物 第三条の二又は第三条の三 土地を使用する 公共施設に関す

2 略

ことができる。

(関係簿書の備付け)

第八十

·四条

いては、施行者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない2 利害関係者から前項の簿書の閲覧又は謄写の請求があつた場合にお

(権利の申告)

第八十五条

略

の規定による申告があつたものとみなす。

五十一条の十第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。

3 略

4 ため 定に 換地 外 個 かかわらず、 0 必 人施行者 の指 権 要がある場合においては借地権について、 利につい 定のため必要がある場合においては宅地についての所有権 以外の 定款、 て、 が施行者: その必要な限度において、 規準又は施行規程で定めるところにより、 は、 議決権又は選挙権を行う者を確定する 換地計画の決定又は 第 項 文は 前項の 規

第七十九条 第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三 ことができる。

2 略

(関係簿書の備付け)

2 利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があつた場合においては、第八十四条 略

施行者は、

正当な事由がな

いの

に

これを拒んではならない。

(権利の申告)

第

八十五条

略

告があつたものとみなす。
) の規定による申告のあつた未登記の借地権は、前項の規定による申2 第十九条第三項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。

3 略

4 定款又は施行規程で定めるところにより、 て、 め必要がある場合においては宅地につい 合においては借地権について、 施行者は、 その必要な限度において、 議決権又は選挙権を行う者を確定するため必要がある場 換地計画の決定又は仮換地の指定のた 第 項又は ての所有権以外の権利につい 前項 一定期間第一 の規定にか 項 の申告又は かわらず、

定期間第一項の申告又は前項の届出を受理しないこととすることがで

きる。

5·6 略

(住宅先行建設区への換地の申出等)

第八十五条の二 令で定めるところにより、 住宅を先行して建設しようとするものは、 五十四条、 れたときは、 合を含む。 を住宅先行建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。 第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場 の規定により事業計画において住宅先行建設区が定めら 施行地区内の宅地の所有者で当該宅地についての換地に 第六条第一 項 換地計画において当該宅地についての (第十六条第一 施行者に対し、 項、 第五十 条の 国土交通省 应 換 地 第 第

2 8 略

(市街地再開発事業区への換地の申出等

第八十五条の三 る者は、 合を含む。 ベ 画 8 五. き旨 において当該宅地についての換地 られたときは、 一十四条、 の申出をすることができる。 施行者に対し、)の規定により事業計画において市街地再開発事業区が定第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場 第六条第四 施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有す 国土交通省令で定めるところにより、 項 (第十六条第一 を市 街地再開発事業区内に定める 項、 第五十一 条の四、 換地計 第

2 7 略

(高度利用推進区への換地の申出等)

五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場第八十五条の四 第六条第六項(第十六条第一項、第五十一条の四、第

前項の届出を受理しないこととすることができる。

5·6 略

在宅先行建設区

への換地の申出等)

により、 八十五条の二 内に定めるべき旨の申出をすることができる。 設しようとするものは、 地区内の宅地の所有者で当該宅地についての換地に住宅を先行して建 定により事業計画において住宅先行建設区が定められたときは、 八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。 換地計画において当該宅地についての換地を住宅先行建設区 第六条第二項 施行者に対し、 (第十六条第一項、 国土交通省令で定めるところ 第五十四条、 第六十 施 \mathcal{O} 規 行

2 8 略

(市街地再開発事業区への換地の申出等)

第 ることができる。 地につい 対 施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、 定により事業計画において市街地再開発事業区が定められたときは 八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。 八十五条の三 Ĺ 国土交通省令で定めるところにより、 ての換地を市街地再開発事業区内に定めるべき旨の申出をす 第六条第四項(第十六条第一項、 換地計画において当該宅 第五十四条、 施行者に 第六十 <u>)</u> 規

2~7 略

|高度利用推進区への換地の申出等)

八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。次項に第八十五条の四 第六条第六項(第十六条第一項、第五十四条、第六十

きる。 利 合を含む。 により、 は 目的となつている土地の所有権を有する者と共同でしなければなら ての換地を高度利用推進区内に定めるべき旨の申出をすることがで 用推進区が定められたときは、 借地権を有する者は、 この場合において、 一人で、 次項において同じ。) 又は数人共同して、 施行者に対し、 借地権を有する者にあつては、 の規定により事業計画において高度 施行地区内の宅地について所有権又 換地計画において当該宅地につ 国土交通省令で定めるところ 当該借地 権

2 { 8

ない。

略

換 地 計 画の決定及び認可

第八十六条 事の認可を受けなければならない。 土交通省令で定めるところにより、 人施行者、 換地計画を定めなければならない。 組合、 施行者は、 区画整理会社、 施行地区内の宅地について換地処分を行うため 市町村又は機構等であるときは、 その換地計画について都道府県知 この場合において、 施行者が個 国

- 2 をしようとするときは、 由して行わなければならない。 個人施行者、 組合又は区画整理会社が前項の規定による認可の申請 換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経
- 3 は、 施行地区が工区に分かれている場合においては、 区ごとに定めることができる。 第一 項の換地計画
- 4 ては、 その認可をしなけ 都道 府県知事は、 次の各号の V 第一 ればならない。 ずれかに該当する事実があると認めるとき以外は 項に規定する認可の申請があつた場合におい

略

5

略

換 地 計 画 0 内容が事業計画の内容と抵触していること。

> 者は、 おいて、 られたときは、 る土地の所有権を有する者と共同でしなければならない。 利用推進区内に定めるべき旨の申出をすることができる。 又は数人共同して、 おいて同じ。) 施行者に対し、 借地権を有する者にあつては、 の規定により事業計画において高度利用 施行地区内の宅地について所有権又は借地 換地計画において当該宅地についての換地を高度 国土交通省令で定めるところにより、 当該借地権の目的となつてい 推進 この場合に 権を有する 区 一が定 8

2 8 略

(換地計 画 の決定及び認可)

第八十六条 なければならない。 めるところにより、 人施行者、 換地計画を定めなければならない。この場合において、 組合、 施行者は、 市町村又は機構等であるときは、 その換地計画について都道府県知事の認可を受け 施行地区内の宅地について換地処分を行うため 国土交通省令で定 施行者が個

- 2 ときは、 ればならない。 個人施行者又は組合が前項の規定による認可の申請をしようとする 換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなけ
- 3 工区ごとに定めることができる。 施行地区が工区に分れている場合においては、 第 項 の換地計 画は
- 4 ては、 認可をしなければならない 都道府県知事は、 左の各号の一に該当する事実があると認めるとき以外は、 第一項に規定する認可の申請があつた場合にお その

略

換地計 画 0) 内容が事業計 画の内容とてい触していること。

5 略

(換地計画に関する関係権利者の同意、縦覧及び意見書の処理)

第八十 個人施 とあ を申 て、 るの 第八条第 請しようとする区 八条 行者について、 は 第八条の規定は換地計画につ 「換地計 項 及び第五十 第五十一 画に係る区域」と読み替えるものとする。 画整理会社につい 条の六の規定は換地計画について認可 条の六中 て準用する。 いて認可を申請しようとする 「施行地区となるべき区域」 この場合におい

2 4 略

- 軽微なもの又は形式的なものである場合においては、この限りでない定する手続を行うべきものとする。ただし、その修正が政令で定めるいては、その修正に係る部分について更に第二項からこの項までに規5 施行者が前項の規定により換地計画に必要な修正を加えた場合にお
- においては、土地区画整理審議会の意見を聴かなければならない。ようとする場合及び第四項の規定により意見書の内容を審査する場合よる施行者は、第二項の規定により縦覧に供すべき換地計画を作成し6 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定に
- 者が当該 業委員会の意見を聴かなけ する者以 て、 (地又は採草放牧地に係るものであり、 施 紀行者は、 その意見書が農地 外の者であるときは、 .換地計画に係る区域内の宅地について所有権又は借地権を有 第四 項 の規定により意見書の内容を審査する場合におい 法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) にいう ればならない。 その農地又は採草放牧地を管轄する農 かつ、その意見書を提出した

7

(宅地地積の適正化)

の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、災害第九十一条 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三

(換地計画に関する関係権利者の同意、縦覧及び意見書の処

第

み替えるものとする。施行地区となるべき区域」とあるのは、「換地計画に係る区域」と読る個人施行者について準用する。この場合において、同条第一項中「八十八条 第八条の規定は、換地計画について認可を申請しようとす

2 4 略

なもの又は形式的なものである場合においては、この限りでない。する手続を行うべきものとする。但し、その修正が政令で定める軽微いては、その修正に係る部分について更に第二項から本項までに規定5 施行者が前項の規定により換地計画に必要な修正を加えた場合にお

7 6 業委員会の意見を聞かなけ する者以外の者であるときは、 者が当該換地計画に係る区域内の宅地につい 農地又は採草放牧地に係るものであり、 て、 においては、 ようとする場合及び第四項の規定により意見書の内容を審査する場 よる施行者は、 施行者は、 第三条第三項若しくは第四項、 その意見書が農地法 土地区画整理審議会の意見を聴かなければならない 第四項の規定により意見書の内容を審査する場合にお 第二 一項の規定により縦覧に供すべき換地計画を作成 ~昭 ればならない。 和二十七年法律第二百二十九号) その農地又は 第三条の二又は第三条の三の規定に 且つ、その意見書を提出した 採草放牧地を管轄する農 て所有権又は借地権を有 にいう

(宅地地積の適正化

の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、災害第九十一条 第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三

を防 地 特 区 |域内の 別な必 を定めることができる。 止 Ļ 地積が小である宅地 要があると認めら 及び衛生の 向上を図るため宅地 れる場合においては、 について、 過小宅地とならないように換 の地積の規模を適正にする その換地計画 [に係る

2 5 略

(借地地積の適正化)

第九十二条 区 できる。 ように当 防止し、 別な必 .域内の地積が小である借地の借地権について、 規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、 該 要があると認められる場合においては、 及び衛生の 第三条第四項若しくは第五項、 借 地 権の 目的となるべき宅地又はその部分を定めることが 向 上を図るため借地の地積の規模を適正にする 第三条の二又は第三条の三 過小借地とならない その換地計画に係る 災害

2 · 3 略

れる場合において、 又はその部分について存する地上権、 借 となるべき宅地又はその部分を定めるため特別な必要があると認めら お 分を定めることができる。 使用し、 |地の所有者が所有 第 て、 一項の規定により借地が過小借地とならないように借地権 地 若しくは収益することができる権利につい 積を特に減じて当該権利の目的となるべき宅地又はその 土地区画整理審議会の同意があつたときは、 か つ、 当該借地権の目的となつていない 永小作権、 賃借権その他の宅地 て、 換地計画に 0 その 宅地 目 部 的

(宅地の立体化)

の規定による施行者は、第九十一条第一項の規定により過小宅地とな第九十三条(第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三

地を定めることができる。区域内の地積が小である宅地について、過小宅地とならないように換特別な必要があると認められる場合においては、その換地計画に係るを防止し、及び衛生の向上を図るため宅地の地積の規模を適正にする

2 5 略

(借地地

積

0

適正化

第 を防止し、 できる。 ように当該 区域内の地積が小である借地の借地権について、 特別な必要があると認められる場合においては、 \mathcal{O} 九十二条 規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、 及び衛生の向上を図るため借地 第三条第三項若しくは第四項、 借 地権の目的となるべき宅地又はその部分を定めることが の地 第三条の二又は第三条の三 積 その換地計画に係る 過小借地とならない の規模を適正にする 災害

2 3 略

4 おい 借地の所有者が所有し、 を使用し、 又はその部分について存する地上権、 れる場合において、 となるべき宅地又はその部分を定めるため特別な必要があると認めら 分を定めることができる。 第一項の規定により借地が過小借地とならないように借地 て、 地積を特に減じて当該権利の目的 若しくは収益することができる権利について、 土地区画整理審議会の同 且つ、 当該借地権の目的となつていな 永小作権、 となるべき宅地又はその 一意があつたときは、 賃借権その他 換 地計 権 の宅 0 宅地 その 画に 目 地

(宅地の立体化

の規定による施行者は、第九十一条第一項の規定により過小宅地とな第九十三条 第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三

その 会の より る建 き宅地若しくはその部 ないように換地を定めることができる宅地又は前条第一 及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定めるこ 築物 同意を得て、 部 過 分を定めることができる借地 小借 0 地となら 部 (その 換地計画におい ないように借地 建 分を定めないで、 築物の共用部分の共有持分を含む。 て、 権に 権の目が 換地又は借地権の 施行者が処分する権限を有す ついては、 的となるべき宅地若り 土地 目的となるべ 区 項 画整理審議 以 の規定に 下同じ しくは

ができる。

2

2 る土 換 部 さの最低限度が定められているものに限る。 項 防 よる施行者は、 地又は借 に 第五号の防火地域内で、 施 止 第三条第四項 について、 地 行者が処分する権限を有する建築物の一部及びその建築物の存す するため特に必要がある場合においては、 \mathcal{O} 共有 地権の目的となるべき宅地若しくはその部分を定めないで 土地区 持分を与えるように定めることができる。 市街 、若しくは第五項、 .画整理審議会の同意を得て、 地における土地の合理的利用を図り、 カゝ つ、 同項第三号の高度地区 第三条の二又は第三条の三の規定に 内の宅地の全部又は 都市計画法第八条第 換地 計 画において、 (建築物の 及び災害を 高

3·4 略

5 物 を有する建築物の 0 るよう 者は 0 よる同意に併せて、 V) 第 九十 存する土地の て借地権を有する者がある場合において、 -条又は対 定 換 めることが 地 計画に 前項 共有持 部及びその 0 お その借ば できる いてその 規定により 分を与 地権について建築物の一 借地 えら 建築物 換地を定めない 権に れ るべ 0 存する土地の共有持分を与え ついて施行者が処分する権限 き旨を申し その者がこれらの規定 宅地又はその部分に 部 出 たときは 及びその 建 施 築

> その とができる。 る建築物の き宅地若しくはその 会の同意を得て、 より過小借 らないように換地を定めることができる宅地又は前)及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定めるこ 部分を定めることができる借地権に 地とならない 部 (その 換地計画において、 部分を定めないで、 建築物の共用部分の共有持分を含む。 ように借地権の目的 換地又は借地権の目的となるべ つい 施行者が処分する ては、 となるべき宅地 土 条第 地 区 権限を有 項 画 整理審 岩しく の規 以 下同じ 定に す は 議

る土地の 換地又は借地 部について、 さの最低限度が定められているものに限る。 項第五号の防火地域内で、 防止するため特に必要がある場合におい よる施行者は、 施行者が処分する権限を有する建築物の一 第三条第三項若しくは第四項、 共有持分を与えるように定めることができる。 土地区画整理審議会の同意を得て、 権の目的となるべき宅地若しくはその部分を定めな 市街地における土地の合理的 か . つ、 同項第三号の高度地区 第三条の二又は第三条の三の規定に 、ては、 部及びその 利用 内の宅地の全 都市計画法第八条第 換地 を図り、 計 建 画 (建築物 築物の存 及び災害を に 王部又は お いて、 0 高

· 4 略

3

5 築物の 限を有する建築物の一 施行者は、 による同意にあわせて、 ついて借地権を有する者がある場合におい えるように 第九十条又は前 存す 定めることが る土地の共有持分を与 換 地 計画においてその借 項の 部及びその建築物の 規定により換地を定め その借地権につい できる えられるべ 地権について施行者が処分する権 て、 存する土地の て建築物の 、き旨 ない宅地又はその部 その者がこれらの規定 を申 共有持分を与 出 部 及びその たときは、 分に 建

略

6

6

略

(特別の宅地に関する措置)

| 、地積等に特別の考慮を払い、換地を定めることができる。 | 第九十五条 | 次に掲げる宅地に対しては、換地計画において、その位置

一 ~ 七 略

2 4 略

り清算すべき額に関し特別の定めをすることができる。 又はその用に供すべき土地については、換地計画において、金銭によに係る区域内に居住する者の利便に供するものの用に供している宅地5 第一項第一号から第五号までに掲げる施設で主として当該換地計画

6 とができる。 0 より当該宅地に存する公共施設に代わるべき公共施設が設置され、 においては、 結果、 第 一項第六号に掲げる宅地については、 当該公共施設が廃止される場合その他特別の事情のある場合 換地 計 画 に おい て、 当該宅地について換地を定めないこ 土地区画整理事業の施: 行に そ 6

ならない。
ようとする場合においては、土地区画整理審議会の同意を得なければよる施行者は、前各項の規定により換地計画において特別の定めをして 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定に

(保留地)

第九十六条 が \mathcal{O} 充てるため、 画整理事業の換地計画 土地を換地として定めないで、 できる 第三条第一 又は規準、 項から第三項までの規定により施行する土地区 に 規約若しくは定款で定める目的のため、 おいては、 その土地を保留地として定めること 土地 区画整理事業の施行の費用に 定

より施行する土地区画整理事業の換地計画においては、その土地区画2 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定に

(特別の宅地に関する措置)

の位置、地積等に特別の考慮を払い、換地を定めることができる。第九十五条 次の各号に掲げる宅地に対しては、換地計画において、

そ

~七 略

2 4 略

5

り清算すべき額に関し特別の定をすることができる。又はその用に供すべき土地については、換地計画において、金銭によに係る区域内に居住する者の利便に供するものの用に供している宅地第一項第一号から第五号までに掲げる施設で主として当該換地計画

ならない。

(保留地)

より施行する土地区画整理事業の換地計画においては、その土地区画2 第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三の規定に

施 前 土 第 価 定の 行の費用に充てるため、 四 0 額を含むものとする。 地 理 宅 項 0 事 文は 土地を換地として定めないで、 地 共有持分を与えるように定める場合においては、 業 の施 0 価額の総額を超える場合においては、 第 行後の 五項 Ó 規定に 宅地 以下同じ。)がその土地区画整理事業の施行 の価額の その差額に相当する金額を超えない より建築物 総額 その土地を保留地として定める 0 (第九十三条第一 部及びその建築物 土地 区 項、 当該建築物 画整理事業の 第二項、 の存する 価 額 0 \mathcal{O}

ては、土地区画整理審議会の同意を得なければならない。よる施行者は、前項の規定により保留地を定めようとする場合においる 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定に

とができる

(換地計画の変更)

第九十七条 整 ところにより、 轄する市 地計 |理会社がその申請をしようとするときは、 なければならない。 画を変更しようとする場合においては、 町村長を経由して行わなければならない。 個人施行者、 その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受 この場合において、 組 合、 区 画 整理会社、 個 換地計 人施行者、 国土交通省令で定める 市町村又は機構等は、 画 に係る区域を管 組 合又は区画

2 略

3 第五十一条の六中 八条第二項から第七項までの規定は個人施行者以外の施行者が換地計 につ 画 行 ようとする場合を除 を変更しようとする場合 者から第 V Ŧī. 7 十 第 条の六 項に規定する認可の 十六条第四 0 「施行地区となるべき区域」 規定は換地計画を変更しようとする区画整理会社 項及び第五項の規定は個人施行者以外の (政令で定める軽微な又は形式的な変更を に V 申請があつた場合につい . て準用: うる。 とあるのは この 場 合において、 「換地計画 第八十 施

> 土地の 第四 ことができる。 施行の費用に充てるため、 前 価額を含むものとする。 整理事業の施行後の宅地の 定の土地を換地として定めないで、 \mathcal{O} を地の価額の総額を超える場合においては、 項 共有持分を与えるように定める場合におい 文は第五 項の規定により建築物の一 以下同じ。)がその土地区画整理事業の施 その差額に相当する金額を超えない価 価額 の総額 その土地を保留地として定める (第九十三条第一 部 及びその 土 ては、 地区 建 - 項、 当 築物 画 整理事業 該 の存 第 建 築 項、 する 額 物 0 行 \mathcal{O} \mathcal{O}

ては、土地区画整理審議会の同意を得なければならない。よる施行者は、前項の規定により保留地を定めようとする場合におい3 第三条第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三の規定に

(換地計画の変更)

第 ない。 なければならない。 するときは、 その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければなら しようとする場合においては、 九十七条 この場合におい 個 換地計 人施行者、 画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行 て、 組 個人施行者又は組合がその申請をしようと 合、 国土交通省令で定めるところにより 市町村又は機構等は、 換地計画を変更

2 略

3 条第 る部分」と読み替えるものとする。 する場合を除く。 しようとする場合 項から第七項までの規定は個人施行者以外の施行者が換地計画を変更 第 第八十六条第四項及び第五項の規定は個人施行者以外の施行者 項に規定する認可の申請があつた場合について、 項中 「その 換地 (政令で定める軽微な又は形式的な変更をしようと につい 計 画 て準用する。 とあるの は、 この場合において、 その換地 第八十八条第二 計 画 の変更に係 カ

その換地計 に係る区域」と、 画の変更に係る部分」 第八十八条第二項中「その換地 と読み替えるものとする。 計画」とあるの は

仮 地 (の指定)

第九十 この場合におい 地 るときは、 \mathcal{O} る場合又は換地計画 変更若しくは公共施設 ては、 他 又はその部分を指定しなければならない。 八条 0 宅地を使用し、 施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる。 その仮換地に 施行者は、 て、 従前の宅地について地上権、 に基づき換地処分を行うため必要がある場合にお 換地処分を行う前において、 又は収益することができる権利を有する者があ の新設若しくは変更に係る工事のため必要があ ついて仮にそれらの権利の目的となるべき宅 永小作権、 土地の区画形質の 賃借権そ

2 略

3

行者は、 条第四 抗することができる者の同意を得なければならず、組合は、総会若し 及びその宅地についての同項後段に規定する権利をもつて施行者に対 行 る。 くはその部会又は総代会の同意を得なければならないものとし、 \mathcal{O} 11 \mathcal{O} 者に対抗することができる者並びに仮換地となるべき宅地 ては、 目 所有者及びその宅地についての同項後段に規定する権利をもつて施 第 `は、あらかじめ、その指定について、個人施行者は、従前の宅地エ的となるべき宅地若しくはその部分を指定しようとする場合にお 項 項の規定により仮換地を指定し、 若しくは第五項、 土地区画整理審議会の意見を聴かなければならないものとす 第三条の二又は第三条の三の規定による施 又は仮換地について仮に権利 の所有者 第三 3

4

区

画

整

社

は

項

0

規定により

仮換地を指定し

地

うとする場合においては、

あらかじめ

その指定について

施行地

仮 理

権利

0

目 第

的

な

るべ

き宅

地若

、はその

部

分を指定しよ 又は仮換

仮換地の指定

第

ては、 又はその部分を指定しなければならない。 ときは、 他の宅地を使用 の場合において、 る場合又は換地計画に基き換地処分を行うため必要がある場合にお 変更若しくは公共施設の 九十八条 施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる。 その仮換地について仮にそれらの 施行者は、 従前の宅地について地上権、 又は収益することができる権利を有する者がある 換地処分を行う前において、 新設若しくは変更に係る工事の 権利の目的となるべき宅 永小作権、 土地 ため必要があ 0 賃借権その 区 一画形質 0

2 略

いては、 第 者及びその宅地についての第一 とする。 る施行者は、 若しくはその部会又は総代会の同意を得なければならないものとし、 に対抗することができる者の同意を得なければならず、組合は、 施行者に対抗することができる者並びに仮換地となるべき宅地 \mathcal{O} \mathcal{O} 目的となるべき宅地若しくはその部分を指定しようとする場合に 第一 所有者及びその宅地についての第一項後段に規定する権利をも 三条第一 項の規定により仮換地を指定し、 あらかじめ、 |項若しくは第四項、 土地区画整理審議会の意見を聴かなければならな その指定について、 第三条の二又は第三条の三の規定によ 項後段に規定する権利をもつて施行者 又は仮換地について仮に権 個人施行者は、 従前の宅 元の所有 って Ł

借地 るその けれ 内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地に 区 ばならない .域内の宅地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつてい て借 権 区 0 れ |域内の 目 ば 地権を有するすべ 的とな なら 宅地 0 7 地 この場合に V. る宅地 積との合計 ての者のそれぞれの三 0 総地 おいては が 積との その区域内の宅地の総地積と 同意した者が所有するそ 合計の三分の二以上でな 一分の 以 0 同 意を

5 7 略

仮 換 地 の指定の効

第九十 用 用又は収益をすることができるものとし、 ることができる権利の目的となるべき宅地若しくはその部分につい ある日まで、 きる者は、 (又は収益をすることができるものとし、従前の宅地については、使従前の宅地について有する権利の内容である使用又は収益と同じ使 従前の宅地について権原に基づき使用し、 九条 又は収益することができないものとする。 前条第 仮換地の指定の効力発生の日から第百三条第四項の公告が 仮換地又は仮換地について仮に使用し、 項の規定により仮換地が指定された場合において 又は収益することがで 若しくは収益す て 第

2 ことが 别 てその旨を通知しなけ この場合におい の事情があるときは、 その仮換地に使用又は収益の障害となる物件が存するときその他特 施行者は、 できる日を同条第五項に規定する日と別に定めることができる 前条第 ては、 ればならない 項の規定により仮換地を指定した場合において その仮換地について使用又は収益を開始する 同項及び同条第六項の規定による通知に併せ

3 規定によりその仮換地について使用又は収益を開始することができる は 収益 することが 項 の場合におい できる者は、 ては、 仮換地について権原に基づき使用し、 前条第五項に規定する日 (前 項 前段 又 0

> 4 6

略

(仮換地の

指定の効果

る者は、 ことができる権利の目的となるべき宅地若しくはその部分につい る日まで、 Ļ 又は収益をすることができるものとし、 従前の宅地について有する権利の内容である使用又は収益と同じ使用 は、 九十九条 従前の宅地について権原に基き使用し、又は収益することができ 又は収益することができないものとする。 仮換地の指定の効力発生の日から第百三条第四項の公告があ 仮換地又は仮換地について仮に使用し、 前条第一 項の規定により仮換地が指定された場合にお 従前の宅地については、 若しくは収益 使用 する て、 7

2 ことができる日を前条第四項に規定する日 別の事情があるときは、 わせてその旨を通知しなければならない この場合においては、 その仮換地に使用又は収益の障害となる物件が存するときその他特 施行者は、 前条第一項の規定により仮換地を指定した場合にお 前条第四項及び第五項の規定による通知にあ その仮換地について使用又は収益を開始する と別に定めることができる 7

3 定によりその仮換地について使用又は収益を開始することができる日 収益することができる者は、 前 一項の場合においては、 前 仮換地につい 条第四項に規定 て権原に基き使用し、 でする日 前 項 前段の規 又は

が 日 ある日まで、 を別に定めた場合においては、 当該仮換地を使用し、 その日) 又は収益することができない。 から第百三条第四項の公告

(換地処分)

第百三条 略

2

略

3 をした場合においては、 ればならない。 個人施行者、 組 合 X 遅滞なく、 画整理会社、 その旨を都道府県知事に届け出な 市町村又は機構等は、

4 6 略

保留 地等の処分

第百八条 合し、 府県であるときは都道府県の、 を 規定による施行者は、 れ この場合において、 当該保留地を定めた目的のために、 財 かつ、 産の処分に関する法令の規定は、 第三条第四項若しくは第五項、 施行規程で定める方法に従つて処分しなければならない 施行者が国土交通大臣であるときは国の、 第百四条第十一項の規定により取得した保留地 市町村であるときは市町村の、 適用しない。 当該保留地を定めた目的に適 第三条の二又は第三条の三の それぞ 都道

2 を取得させる場合については、 段 それぞれの財産の処分に関する法令の規定は、 の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分 都道府県であるときは都道府県の、 三条第四項又は第五項の規定による施行者は、第百四条第七項前 施行者が国土交通大臣であるときは国 市町村であるときは市 適用しない 町 村 0

減 価 補 償 金

第百九条 第三条第四項若しくは第五項、 第三条の二又は第三条の三の

> ある日まで、 を別に定めた場合においては、 当該仮換地を使用し、 その日) 又は収益することができない。 から第百三条第四項の公告が

換地処分

第百三条 略

2 略

換地処分

3 V ては、 個人施行者、 遅滞なく、 組 合、 その旨を都道府県知事に届け出なければならな 市 町村又は機構等は、 換地処分をした場合にお

4 6 略

保留地等の処分

第百八条 合 を、 れの財産の処分に関する法令の規定は、 府県であるときは都道府県の、 規定による施行者は、 この場合において、 Ĺ 当該保留地を定めた目的のために、 かつ、施行規程で定める方法に従つて処分しなければならな 第三条第三項若しくは第四項、 施行者が国土交通大臣であるときは国 第百四条第十一項の規定により取得した保留地 市町村であるときは市町 当該保留地を定めた目的に適 第三条の二又は第三条の三の 適用しない。 村 の、 の、 それぞ 都道

2 を取得させる場合については、 段の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分 それぞれの財産の処分に関する法令の規定は、 第 都道府県であるときは都道府県の、 二条第三項又は第四項の規定による施行者は、第百四条第七項 施行者が国土交通大臣であるときは国 市町村であるときは市 適用しない 村 前

(減価補 償 金

第百九条 第三条第三項若しくは第四項、 第三条の二又は第三条の三の

を、 事 規定による施行者は、 ることができる権利を有する者に対して、 0 0 価額の 業の 1 その公告があつた日における従前の宅地の所有者及びその宅地に 7 地上権、 施 総額より 行 後 0 永小作 宅地 減 少した場合においては、 0 権、 土地区画整理 価 額 賃借権その の総額が土地 事業の施行により、 他 区 の宅地を使用し、 政令で定める基準に従い、 画整理事業の その差額に相当する金額 士: 施 又は収益す 地区 行 前 .画 \mathcal{O} 宅 整 地理

を聴かなければならない。 おいては、各権利者別の交付額について、土地区画整理審議会の意見2 施行者は、前項の規定による減価補償金を交付しようとする場合に

減

.価補償金として交付しなければならない。

(清算金の徴収及び交付)

第百十条 略

- できる。ところにより、利子を付して、分割徴収し、又は分割交付することがところにより、利子を付して、分割徴収し、又は分割交付することが2 前項の規定により徴収し、又は交付すべき清算金は、政令で定める
- 指定して督促しなければならない。
 常納する者がある場合においては、督促状によつて納付すべき期限をより利子を付した場合においては、その利子を含む。以下同じ。)をよる施行者は、第一項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定に3 第三条第二項から第五項まで、第三条の二又は第三条の三の規定に
- 督促手数料及び年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額の範督促状の送付に要する費用を勘案して国土交通省令で定める額以下のは第三条の三の規定による施行者は施行規程で定めるところにより、同条第四項若しくは第五項、第三条の二又者は定款で定めるところにより、同条第三項の規定による施行者は規前項の督促をする場合においては、第三条第二項の規定による施行

4

事業の ることができる権利を有する者に対して、 を、 減価補償金として交付しなければならない。 ついて地上権、 \mathcal{O} 規定による施行者は、 価額の総額より減少した場合においては、 その公告があつた日における従前の宅地の所有者及びその宅地に 施 行 後 の宅地の 永小作権、 0 土地 価 ■額の総合 賃借権その他の宅地を使用 区画整理事業の施行により、 額が土地区 政令で定める基準に従 画 その差額に相当する金 整理事業の 施 土 又は収益 行 地 前 区 画 0 宅 整 額 地 理

清算金の徴収及び交付

第百十条 略

できる。ところにより、利子を附して、分割徴収し、又は分割交付することがところにより、利子を附して、分割徴収し、又は分割交付することが2 前項の規定により徴収し、又は交付すべき清算金は、政令で定める

- 3 指定して督促しなければならない。 滞納する者がある場合においては、 より利子を付した場合においては、 よる施行者は、 第三条第二項から第四項まで、第三条の二又は第三条の三の規定に 第一 項の規定により徴収すべき清算金 督促状によつて納付すべき期限 その利子を含む。 以下同じ。 (前 項 の規定に を を
- 4 以下の より、 額 の二又は第三条の三の規定による施行者は施行規程で定めるところに 者は定款で定めるところにより、 0 前項の督促をする場合においては、 範囲内の 督 督促状の送付に要する費用を勘案して国土交通省令で定める額 促手数料及び年 延滞金を徴収することができる。 + 七 五パ 同条第三項若しくは第四項 ーセントの 第三条第二項の規定による施 割合を乗じて計算した 第三条 行

囲内の延滞金を徴収することができる。

- 5 者は、 期 税及び地方税に次ぐものとする。 に おける清算金並びに督促手数料及び延滞金の先取特権の順位は、 規定する督促手数料及び延滞金を徴収することができる。 、四項若しくは第五項、 、限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、 第三項 国税滞納処分の例により、 の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した 第三条の二又は第三条の三の規定による施行 第三項に規定する清算金並びに前項 この場合 第三条 玉
- 6 督促手数料及び延滞金は、清算金に先立つものとする。
- 7 合にお 合又は 定した期限までに納付しない者がある場合について準用する。 金並びに第四項に規定する督促手数料及び延滞金を督促状において指 項又は第三項の規定による施行者の徴収に係る第三項に規定する清算 匹 区 + 一条第 画整理会社」 第四十 項及び第三項から第五項までの規定は、 ح 条第 同条第四項中 項及び第三項中 「組合の 組 理事」とあるの 合 とあるのは 第三条第二 この場 は 組 7
- 8 る。 兀 は、 は 頭に規定する督促手数料及び延滞金を徴収する権利につい 第三条の三の規定による施行者が第三項に規定する清算金並びに第 合の理事又は区画整理会社の代表者」と読み替えるものとする。 この場合において、 四十二条の規定は、 第百十条第三項」 と読み替えるものとする。 第四十二条第二項中 第三条第二項から第五項まで、 「前条第 第三条の二又 項」とあるの て準用さ す

(住宅先行建設区における住宅の建設)

第百十七条の二 略

基づき当該宅地についての換地となるべき住宅先行建設区内の土地に指定された宅地について、第九十八条第一項の規定により換地計画に2 前項に規定する場合において、第八十五条の二第五項の規定により

- 5 者は、 税及び地方税に次ぐものとする における清算金並びに督促手数料及び延滞金の先取特権の順 に規定する督促手数料及び延滞金を徴収することができる。 第三項若しくは第四項、 期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、 第三項の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した 国税滞納処分の例により、 第三条の二又は第三条の三の規定による施 第三項に規定する清算金並びに前 この場合 位は、 第三条 国 項
- 督促手数料及び延滞金は、清算金に先だつものとする。

6

までに納付しない者がある場合について準用する。四項に規定する督促手数料及び延滞金を督促状において指定した期限項の規定による施行者の徴収に係る第三項に規定する清算金並びに第・第四十一条第一項及び第三項から第五項までの規定は、第三条第二

は、「第百十条第三項」と読み替えるものとする。 この場合において、第四十二条第二項中「前条第一項」とあるの四項に規定する督促手数料及び延滞金を徴収する権利について準用する。 第四十二条の規定による施行者が第三項に規定する清算金並びに第

住宅先行建設区における住宅の建設

第百十七条の二 略

基づき当該宅地についての換地となるべき住宅先行建設区内の土地に指定された宅地について、第九十八条第一項の規定により換地計画に2 前項に規定する場合において、第八十五条の二第五項の規定により

を目的 換地 0 Ŧī. つた日の翌日以後は当該宅地につい いては、 いて使用又は収益を開始することができる日を別に定めた場合にお 項に規定する日 換 地が指定されたときは、 (第百三条第四 とする借地権を有する者は、 その日) から起算して指定期間を経過する日までに、 (第九十九条第二項 項の公告があつた場合においては、 当該宅地について所有権又は住宅の ての換地。 前項の規定にかかわらず、 前段の規定により当該仮換地に 次項において同じ。 当該公告があ 当該仮 同 条 第 有

3·4 略

建

設計

画に従つて住宅を建設し

なけ

ればならない。

(費用の負担)

業に要する費用は、国が負担する。2 第三条第五項の規定により国土交通大臣が施行する土地区画整理事

3 定に 原県又は 要する費用の一 玉 は、 かかわらず、 市町村が施行する土地区画 第三条第五項 部を負担する。 政令で定めるところにより、 の規定により国土交通大臣の指示を受けて都道 整理事業については、 その土地区画整理事業 第 項 の規

(地方公共団体の分担金)

第百十 に 行する土地区 において、 交通 行により利益を受ける地 九条 一大臣は、 政令で定めるところにより、 都道府県知事 一画整理 同 条第 事業の施行により利益を受ける市町村に対 五項 は 方公共団体に対 の規定により施行する土地区画整理事業の |条第四項の規定により都道府県が施 その土地区画整理事業に要す Ĺ その 利益を受ける限 度 玉

> 換地 四項に規定する日 いては、 ついて使用又は収益を開始することができる日を別に定めた場合にお を目的とする借地権を有する者は、 仮換地が指定されたときは、 つた日の翌日以後は当該宅地についての換地。 建設計画 (第百三条第四項の公告があつた場合においては その日) に従つて住宅を建設しなければならない から起算して指定期間を経過する日までに、 (第九十九条第二項前段の規定により当該仮換地 当該宅地について所有権又は住宅 前項の規定にかかわらず、 次項におい 当 「該公告があ て同じ。 当該仮 の所 同 条第 有

3·4 略

(費用の

担する。の規定により施行する土地区画整理事業に要する費用は、施行者が負第百十八条 第三条第一項から第三項まで、第三条の二又は第三条の三

業に要する費用は、国が負担する。 第三条第四項の規定により国土交通大臣が施行する土地区画整理事

に要する費用の一部を負担する。 定にかかわらず、政令で定めるところにより、その土地区画整理事業 府県又は市町村が施行する土地区画整理事業については、第一項の規3 国は、第三条第四項の規定により国土交通大臣の指示を受けて都道

(地方公共団体の分担金)

第 におい 施 百十九条 土交通大臣 行する土地区画整理事業の施行により利益を受ける市町村に対 行により て、 利 政令で定めるところにより、 は 都道 益を受ける地 同条第四 府県知事は、 項 方公共団体に対し、 の規定により施行する土地区 第三条第三項の規定により都道 その土地区画整理事業に要す その 利益を受ける限度 画 整理事業 一府県が \mathcal{O} 玉 施

る費用の一部を負担させることができる。

又は地方公共団体の意見を聴かなければならない。 一部を負担させようとする場合においては、あらかじめ、当該市町村 る市町村又は地方公共団体に対し、土地区画整理事業に要する費用の2 都道府県知事又は国土交通大臣は、前項の規定により、利益を受け

(補助金)

第百二十 とができる。 ところにより、 は災害その他の特別の事情により施行されるものである場合において 事業が大規模な公共施設の新設若しくは変更に係るものである場合又 必要があると認めるときは、 その費用の 一条 国は、 二分の その土地区画整理事業に要する費用の一部に充てるた 第三条第四項の規定により施行する土地区画整理 以内を施行者に対し補助金として交付するこ 予算の範囲内において、 政令で定める 第

(報告、勧告等)

第百二十三条 報 地 個 事 \mathcal{O} できる。 施 告若しくは資料の提出を求め、 区画整理事業に関し、 人施行者、 は個人施行者、 行の 促 進を図るため必要な勧告 国土交通大臣は都道府県又は市町村に対し、 組合又は区画整理会社に対し、 組 合 この法律の施行のため必要な限度において、 区画整理会社又は市町村に対し、 又はその施行する土地区画整理事業 助言若しくは援助をすることが それぞれその施行する土町村に対し、市町村長は 都道府県知

2 略

2

略

(区画整理会社に対する監督)

第百二十五条の二 都道府県知事は、区画整理会社の施行する土地区画

る費用の一部を負担させることができる。

2

又は地方公共団体の意見を聞かなければならない。 一部を負担させようとする場合においては、あらかじめ、当該市町村る市町村又は地方公共団体に対し、土地区画整理事業に要する費用の1 都道府県知事又は国土交通大臣は、前項の規定により、利益を受け

(補助金)

め、 百二十一条 とができる。 ところにより、 は災害その他の特別の事情に因り施行されるものである場合におい 事業が大規模な公共施設の新設若しくは変更に係るものである場合又 必要があると認めるときは、 その費用の 国は、 その土地区画整理事業に要する費用の一部に充てるた 二分の一以内を施行者に対し補助金として交付するこ 第三条第三項の規定により施行する土地 予算の範囲内において、 政令で定める 区 画 整 って 理

(報告、勧告等)

第 勧告、 律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出 組合に対し、 事は個人施行者、 百二十三条 又はその施行する土地区画整理事業の施行 助言若しくは援助をすることができる。 国土交通大臣は都道府県又は市 それぞれその施行する土地区画整理事業に関し、 組合又は市町 村に対 Ļ 市 ・町村に対し、 0 町村長は個人施行者又は 促進を図るため必要な 都道 この法 を求め 府 県

の事業又は会計の状況を検査することができる。
く行政庁の処分又は規準、事業計画若しくは換地計画に違反すると認整理事業について、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づ

- 2 する疑 地 の状況を検査しなければならない。 れに基づく行政庁の処分又は規準、 宅地につ 検査を請求した場合においては、 意を得て、 区 内 道 いがあることを理由として区 0 府県知事は、 いて所有権又は借地権を有するすべての者の十分の 宅地について所有権又は借地権を有する者が その区画整理会社の事業又は会計がこの法律若しくはこ 区 画整理会社の施行する土地区 その区画整理会社の事業又は会計 事業計画若しくは換地計画に違反 .画整理会社の事業又は会計の状況 画整 その区域内の 理事業の施行 以上の
- 3 おいて、 ときは 区 ることができる。 .画 処分又は規準、 画 整 整 道 理会社のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ず 理会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁 府県知事は、 区 区画整理会社に対し、 !画整理会社のした処分の取消 事業計画若しくは換地計画に違反していると認める 前 |項の規定により検査を行つた場合において、 その違反を是正するため必要な限度に Ĺ 変更若しくは停止、 又は
- についての認可を取り消すことができる。 場合においては、その区画整理会社に対する土地区画整理事業の施行場合においては、その区画整理会社が前項の規定による命令に従わない

(不服申立て)

申立てをすることができない。 第百二十七条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服

二 第 五 十 略

場合を含む。)の規定による通知四第五十一条の八第三項(第五十一条の十第二項において準用する

五~十二略

第百二十七条の二 他 社 ができる。 ては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすること 又は機構等 L に不服がある者は、 た地方公社がした処分にあつては都道府県知事に対して、 !公権力の行使に当たる行為(以下この条において「処分」という。 市 町村、 (市のみが設立した地方公社を除く。) がした処分にあつ 都道府県又は機構等がこの法律に基づいてした処分その 前条に規定するものを除くほか、 組合、 区画整理会社、 市町村又は市のみが設立 組合、 区画整理会 都道府県

2

(土地区画整理事業の重複施行の制限及び引継ぎ)

第百二十八条 略

2 略

(不服申立て)

申立てをすることができない。
第百二十七条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服

一·二 略

三 ~ 十

第百二十七条の二 者は、 不服審査法による審査請求をすることができる 地方公社を除く。)がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政 ては都道府県知事に対して、 に当たる行為(以下この条において「処分」という。)に不服がある 道府県又は機構等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行 組合、 市町村又は市のみが設立した地方公社がした処分にあつ 前条に規定するものを除くほか、 都道府県又は機構等 (市のみが設立した 組合、 市 町 村、 都 使

2 略

・・・・・・・・(土地区画整理事業の重複施行の制限及び引継

第百二十八条 略

2

4 合は 二十一条第三項の公告にあ 項 項 項 項 となつている区域について新たに施行者となつた者に係る第九条第三 整理会社が施行する土地区画整理事業は廃止されるものとし、 第 十 11 に係るものに限る。 十一項 た土 、若しくは第四項、 (第十条第三項において準用する場合を含む。 (同条第十項において準用する場合を含む。) (同条第十三項において準用する場合を含む。 解散するものとする。 条 0 地 項 + 区 の規定により個 (同条第十五項において準用する場合を含む。) の公告 第 画整理事 一項にお)があつた日において、 業が引き継がれた場合においては、 第三十九条第四項、 V て準用する場合を含む。 人施行者、 つては、 第十四条第一項の規定による認可 組合又は区画整理会社 第五十 当該個人施行者又は区 一条の)、第二十一条第三 又は第七十一条の三 第六十九条第七 第五十五条第九 九第三項 当該施! が施 当該組 行地 行して (第 五 (第 画 区

5 業 る権利義務を含む。 なつた施行者は、 の施行に関して有していた権利義務 第二 整 理 事 項 業に関し、 の規定により土地区画整理事業を引き継いで施行することと 引き継がれることとなつた施行者が土地区画整理事 行政庁の許可、 を承継する。 認 配可その (その者がその施行する土地区 他の 処分に基づ て有す

5

(宅地の共有者等の取扱い)

第百三十条 三項に 条の 条第三 第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む。 一人以上 一項に お お 項において準用する場合を含む。 V 第 いて準用する場合を含む。)、 の借地権者がある場合のこれら て準 宅地の共有者若しくは共同借地権者又は宅地の同一部分に \pm + 甪 す 条 る場場 合を含む。 第 項 第八 第五十八条第 第二十五条第 の借地権者は、 へ条第 第十八条 項及び第九十七条第 (第三十九条第 項 項 第八条 (第七十条 第五十一 ` `| (第十

> 4 ては、 項、 理事業が引き継が れるものとし、 た日において、 する場合を含む。 用する場合を含む。 項において準用する場合を含む。)、第二十一条第三項若しくは第四 域について新たに施行者となつた者に係る第九条第三項 て準用する場合を含む。 第一 第三十九条第四項、 二項 第十四条第一項の規定による認可に係るものに限る。 の規定により個人施行者又は組合が施行してい 当該個人施行者が施行する土地 当該組合は解散するものとする。)又は第七十一条の三第十一項 れた場合においては、 第六十九条第七項 第五十五条第九項)の公告(第二十一条第三項の公告にあ 当該施 (同 (同条第十三項におい 区 条第十項において準用 行地区となつて 画 (同条第十五 整理 事業は廃 た土地 (第十 が いる区 項に 条第三 区 , て準 正さ 画整 あ お

権利義務を含む。)を承継する。画整理事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する業の施行に関して有していた権利義務(その者がその施行する土地区なつた施行者は、引き継がれることとなつた施行者が土地区画整理事第三項の規定により土地区画整理事業を引き継いで施行することと第二項の規定により土地区画整理事業を引き継いで施行することと

(宅地の共有者等の取扱い)

第 項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む。 条第 る場合を含む。 条第三項に 百三十条 一人以上の借地 一項において準用する場合を含む。 項 (第七十条第三項及び第七十一 おいて準用する場合を含む。 宅地の共有者若しくは共同借地権者又は宅地の同 権者がある場合のこれらの 並びに第六 十三条第 第二十五条第 項 条の四第三項において準用 及び第 借地 第十八条 権者は、 項 一 項、 (第七 (第三十九条第 第 八条 第五十八 の規定 -条第三 部 (第十 分に

を施行しようとし、 借地権者とみなす。 組 三項において準用する場合を含む。 第六十三条第一項及び第二項 二十五条の二第二 合を設立しようとし、 一項の規定の適用については、 若しくは施行する場合又はこれらの者のみにより ただし、これらの者のみにより土地区画整理事業 若しくはこれらの者のみが組合の組合員とな (第七十条第三項及び第七十一条の四 第九十八条第四項並びに第百 併せて一の所有者又は 第

5 略

ている場合においては、

この限りでない。

債 権者の同意の基準

第百三十二条 た債権者は、 条の十三第三項又は第百二十八条第三項の規定による同意を求められ 四十五条第四項、 が できない。 第十条第二項、 正当な理由がある場合を除いては、 第五十条第五項、第五十一条の十第三項、第五十一 第十三条第三項、 第三十九条第三項、 その同意を拒むこと 第

0

同意を拒むことができない。

事 務 0 区 分

第百三十六条の四 略

2 ち次に掲げるものは、 法定受託事務とする。 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のう 地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二

第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。)において準 項 る場合を含む。 ·用する場合を含む。) 第十三条第一項後段、 第四条第 れらの規定を第三 一項後段、 第十条第一項後段、 第九条第四項(第十条第三項において準用 及び第三項後段、 第十四条第一項後段 一十九条第二項及び第五十 第十一条第五項及び第七項 第十九条第二項及び第三 (同条第二項において 条の七第 項 す

> この限りでない。 しくはこれらの者のみが組合の組合員となつている場合においては、 は施行する場合又はこれらの者のみにより組合を設立しようとし、 これらの者のみにより土地区画整理事業を施行しようとし、 適用については、 併せて一の所有者又は借地権者とみなす。

0

2 5 略

第 百三十二条 る同意を求められた債権者は、 四十五条第四 、債権者の 同 意の基準) 第十条第二項、 項、 第五十条第五項又は第百二十八条第三項の規定によ 第十三条第三項、 正当な事由がある場合を除いては、 第三十九条第三項、

(事務の区分)

第 百三十六条の四 略

2 ち次に掲げるものは、 号法定受託事務とする。 この法律の規定により市 地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二 町村が処理することとされている事務 の う

項 準 る場合を含む。 -用する場合を含む。) 第四条第一 第十三条第一項後段、第十四条第一項後段 (これらの規定を第三十九条第二項において準用する場合を含む 第二十条第一項 項後段、 第十条第一項後段、 第九条第四項 (第三十九条第二項において準用する場合を 及び第三項後段、第十九条第二項及び第三 (第十条第三項において準用す 第十一条第五項及び第七項 (同条第二項にお いて

そ

第

用する場合を含む。)、 項 第 五. 七 第一項後段、 に て準用する場合を含む。 る場合を含む。 条の十第 後段に規定する事務 おいて準用する場合を含む。)、 項において準用する場合を含む。 おいて準用する場合を含む。 第七十七条第七項後段、 項後段、 条の 第五十 |項において準用する場合を含む。 第 第四十一条第三項(第七十八条第四項及び第百十条第 項後段 第五十一条の八第一 条の十三 第二十条第一項(第三十九条第二項におい (第五十一条の十 第八十六条第二項並びに第九十七条第 第二十一条第六項 第 項後段、 第五十一条の九第四項)、第四十五条第二項後段、 第二十九条第一項、 項 (第五十一条の十第二項 第 第七十二条第 (第三十九条第二項 一項において準用す 第五十 第三十九条 一条の十 (第五十 項後段 第

略

する土地区画整理事業に係るものに限る。)組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行項において準用する場合を含む。)に規定する事務(個人施行者、三 第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段(第百三十三条第二

第百三十七 以下 員又は職員) ときは、 関して賄賂を収受し、 、若しくは職員 の懲役に処する。 条 七年以下の懲役に処する 個人施行者 組合の役員、 (以下「個人施行者等」と総称する。) が、その職務 よつて不正の行為をし、 又は要求し、 法人である個人施行者にあつては、 総代若しくは職員又は区画整理会社の役人である個人施行者にあつては、その役 若しくは約束したときは、三年 又は相当の行為をしな

求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。 行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し賄賂を収受し、要2 個人施行者等であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正な

場合を含む。 する場合を含む。)、第四十五条第二項後段、 含む。)、第二十一条第六項(第三十九条第二項において準用 十一条第三項 項後段に規定する事務 第七十七条第七項後段、 (第七十八条第四項及び第百十条第七項において準用 第二十九条第一項、 第八十六条第二項並びに第九十七条第 第三十九条第 第七十二条第 一項 〈後段、 項後 第四 する

略

理事業に係るものに限る。)組合、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する土地区画整項において準用する場合を含む。)に規定する事務(個人施行者、三 第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段(第百三十三条第二

第百三十七条 行為をし、 等」と総称する。)が、 員又は職員) 若しくは約束したときは、 又は相当の行為をしないときは、 又は組合の役員、 個人施行者 その職務に関して賄ろを収受し、 法 三年以下の懲役に処する。 人である個人施行者にあつては、 総代若しくは職員 七年以下の懲役に処する (以下「個人施行者 よつて不正の 又は要求 その役 L

求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。 行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し賄ろを収受し、要2 個人施行者等であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正な

3 せ、 個人施行者等がその職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供与さ 犯人又は情を知つた第三者の収受した賄賂は、 又はその供与を約束したときは、 三年以下の懲役に処する。 没収する。その全部 3 せ、 個人施行者等がその職務に関し請託を受けて第三者に賄ろを供与さ 犯人又は情を知つた第三者の収受した賄ろは、 又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。 没収する。その全部

4

又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

4

又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百三十八条 与し、 又はその申込み若しくは約束をした者は、 前条第一項から第三項までに掲げる者に対して賄賂を供 三年以下の懲役又は 第百三十八条

2 百万円以下の罰金に処する。 略

第百四十三条 行者は、二十万円以下の過料に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合においては、 個人施

閲覧又は謄写を拒んだとき。 第八十四条第二項の規定に違反して正当な理由がないのに簿書の

兀

五.

略

第百四十四条 為をした組合の理事、 次の各号のいずれかに該当する場合においては、 監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処す その行

る

び 書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。 第 略 一十八条第九項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及

三 第二十八条第十項の規定に違反したとき。

兀

Ŧī. 記載すべき事項を記載せず、 + 条第九項 の規定に違 若しくは不実の記載をしたとき。 反して書類を備えず、 又はその書類

> 2 略

供与し、

又はその申込み若しくは約束をした者は、

三年以下の懲役又

前条第一項から第三項までに掲げる者に対してわいろを

は百万円以下の罰金に処する。

第百四十三条 行者は、二十万円以下の過料に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合においては、 個 人施

略

三 第八十四条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

兀 五. 略

第百四十四条 る。 為をした組合の理事、 次の各号のいずれかに規定する場合においては、 監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処す その行

略

_ 第 一十八条第八項の規定に違反したとき。

三 略

第百四十六条・第百四十七条 第百四十五条 六 する。 兀 三 七 五. 六 為をした区画整理会社の役員又は清算人は、 十二~十五 申立てをし 検査を妨げたとき。 閲覧又は謄写を拒んだとき。 閲覧又は謄写を拒んだとき。 に記載すべき事項を記載せず、 条第三項の規定に違反したとき。 第八十四条第 第五十 国土交通大臣又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、 たとき。 閲覧又は謄写を拒んだとき。 第三十二条第十項の規定に違反して正当な理由がないのに書類の 第百二十五条の二第三項の規定による都道府県知事の命令に違反 第百二十五条の二第 第八十四条第二項の規定に違反して正当な理由がないのに簿書の 公告をせず、 区画整理会社がこの法律の規定による公告をすべき場合において 第八十四条第二項の規定に違反して正当な理由がないのに簿書 条の十第三項、 略 次の各号のいずれかに該当する場合においては、 又は事実を隠ぺ 又は不実の公告をしたとき 項の規定に違反して簿書を備えず、 項又は第二項の規定による都道府県知事の 略 第五十一条の十三第三項又は第百二十八 いしたとき。 若しくは不実の記載をしたとき。 二十万円以下の過料に処 又はその簿書 、その行 不実の 第百四十五条・第百四十六条 八 四 ~ 第 七 九~十二 第八十四条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。 略 略

附則

1 5 5

略

6 るも をした法令の規定を含む。 規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定め 第百二十 きる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。 十一条の規定により国がその費用について補助することができる土地 画 玉 は、 のに要する費用に充てる資金について、 整理事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当す 当分の間、 一条の規定 第三条第四項の規定による施行者に対し、 (この規定による国の補助の割合について、 以下同じ。)により国が補助することがで 予算の範囲内において、 第百二 この

を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部規定による場合のほか、土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法7 国は、当分の間、第三条第四項の規定による施行者に対し、前項の

8 5 13 略

14 理 行うものとする。 お 事 対し貸付けを行つた場合には、 玉 いて、 は、 補助を行うものとし、 業について、 附則第六項の規定により、 第百二 付 金の償還金に相当する金額を交付することにより 一十一条の規定による当該貸付金に相当する金 当該補助については、 当該貸付けの対象である土地区画整 第三条第四項の規定による施行者 当該貸付金の償還時

附則

1 5 略

6

国は、当分の間、第三条第三項の規定による施行者に対し、第百二十一条の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することがであるものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、この規定と異なる定めをした法令の規定による国の補助の割合について、このあるものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、このをした法令の規定による方に該当する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる土地十一条の規定により国がその費用について補助することができる土地上への規定により間、第三条第三項の規定による施行者に対し、第百二国は、当分の間、第三条第三項の規定による施行者に対し、第百二

第 を、 規定による場合のほか、 玉 一条第一 予算の範囲内において、 は、 当分の間、 一項第一 一号に該当するものに要する費用に充てる資金の 第三条第三項の規定による施行者に対し、 土地区画整理事業で社会資本整備特別措 無利子で貸し付けることができる 前 置法 項 部 \mathcal{O}

7

8 / 13 略

14 行うものとする。 において、 額 理事業について、 に対し貸付けを行つた場合には、 国は、 の補助を行うものとし、 附則第六項の規定により、 当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより 第百二十一条の規定による当該貸付金に相当する金 当該補助については、 当該貸付けの対象である土地区画整 第三条第三項の規定による施 当該貸付金の償還時 行者

15 · 16 略

15

16

略

改正案	
第十二条 略	第十二条 略
2 前条第二項の事業基本方針においては、国土交通省令で定めるとこ	2 前条第二項の事業基本方針においては、国土交通省令で定めるとこ
ろにより、施行地区 (施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び	ろにより、施行地区及び市街地再開発事業の施行の方針を定めなけれ
工区) 及び市街地再開発事業の施行の方針を定めなければならない。	ばならない。
3 略	3 略
(事業計画の案の作成及び組合員への周知等)	
第十五条の二 第十一条第二項の規定により設立された組合は、同条第	
三項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、事業計画の案	
を作成し、国土交通省令で定めるところにより、説明会の開催その他	
組合員に当該事業計画の案を周知させるため必要な措置を講じなけれ	
2 前頁の且分量は、司頁の事業十回の案この、で意見がある場合には	
国土交通省令で定めるところにより、	
ることができる。ただし、事業基本方針において定められた事項につ	
いては、この限りでない。	
3 組合は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その意見	
書に係る意見を勘案し、必要があると認めるときは事業計画の案に修	
正を加えなければならない。	
4 組合が成立した後、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの	
間は、前三項に規定する組合の事務は、第十一条第二項の規定による	

9 2 第三十一条 8 7 2 6 第二十七条 第十九条 3 6 2 \ \ 4 い限り、 令で定める事項を公告し、かつ、国土交通大臣及び関係市町村長に施 合の名称、 することができる。 帳簿及び書類の閲覧又は謄写の請求があつたときは、 算書及び財産目録を当該承認を得た日から二週間以内に、 可をしたときは、 認可を受けた者が行うものとする。 事に提出しなければならない。 (認可の公告等) (総会の招集) 役員の職務 .地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。 理 施行地区及び工区。 10 理 理 で事長は、 で事長は、 事長は、 略 略 略 都道府県知事は、第十一条第一項又は第三項の規定による認 これを拒んではならない。 略 略 事業施行期間、 必要があると認めるときは、 組合員 毎事業年 遅滞なく、 から総組合員の 以下この条において同じ。)その他国土交通省 度 施行地区(施行地区を工区に分けるときは 通常総会の 国土交通省令で定めるところにより、組 十分の 承認を得た事業報告書、 いつでも、 以上の同意を得て会計の 臨時総会を招集 正当な理由がな 都道府県知 収支決 第十九条 3 6 2 第三十一条 7 2 6 第二十七条 $\frac{2}{5}$ することができる。 行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。 令で定める事項を公告し、かつ、国土交通大臣及び関係市町村長に施 合の名称、事業施行期間、 可をしたときは、 理事長は、 (総会の招集) (認可の公告等) 8 、役員の職務) 施行地区及び工区。以下この項において同じ。)その他国土交通省 略 略 略 略 都道府県知事は、第十一条第一項又は第三項の規定による認 略 略 必要があると認めるときは、 遅滞なく、 施行地区(施行地区を工区に分けるときは 国土交通省令で定めるところにより、 何時でも、 臨時総会を招集 組

7 議 ならない を 開 事 ・長は、 支決算書及び く 日 までの んなくとも通常総会の会議を開く日の 間 財産目録を主たる事務所に備え付けておかなけ 当 該 通常総会の 承認を求めようとする事業報告 五日 前 からその会

きは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 理事長は、組合員から前項の書類の閲覧又は謄写の請求があつたよ

特別の議決)

第三十三条 施 か 組 る重要な事項並びに同条第九号から第十一号までに掲げる事項は、 の三分の二以上で決する。 行 つ、 合員の三分の二以上が出席し、 V) て準用する。 地 区 施 .内の宅地について借地権を有する出席者の議決権のそれぞれ 行地区内の宅地について所有権を有する出席者の議決権及び 第三十条第一号及び第三号に掲げる事項のうち政令で定め 第十四条第一項後段の規定は、 出席者の議決権の三分の二以上で、 この場合に 総

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更)

第三十八条 略

2 業計 七 政令で定める軽微な変更を除く。 L で が 又は事業基本方針を変更して新たに施行地区に編入しようとする土 条の十 定める施設に関係のある事業計画の変更をしようとする場合に、 ある場合に、 定 第七条の九第三 画 款 を定 又は事業計画 \pm 条 六第三項の規定は組合が施行地 めようとす 0 第七条の十二の規定は組合が公共施設又は同条の政 0 項、 規 定は 若しくは事業基本方針を変更しようとする場合に る場合に、 第十四条及び 組 合が 事 業基本方針 第十六条の規定は事業計 第十五 の認可の申請があつた場合に、 区の縮小又は費用の分担に関 条の規定は組合が事業計画 0 変更の 認可を受けて事 画 『の変更 第 第 令 地

(特別の議決)

第 事項は、 二以上で、 この場合について準用する。 のそれぞれの三分の二以上で決する。 議決権及び施行地区内の宅地について借地権を有する出席者の議決権 る重要な事項並びに同条第二号及び第九号から第十一号までに掲げる 三十三条 総組合員の三分の二以上が出席し、 かつ、 第三十条第一号及び第三号に掲げる事項のうち政令で定 施行地区内の宅地について所有権を有する出席者 第十四条第 出席者の議決権の三 項後段の規定は、 一分の \mathcal{O}

、定款又は事業計画若しくは事業基本方針

の変更

第三十八条 略

2

第十九条の規定は前項の規定による認可について準用する。 し定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合に 七条の十六第三項の規定は組合が施行地区の縮小又は費用の分担に関 で定める施設に関係のある事業計 が 又は事業基本方針を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地 とある場合に、 第十六条の規定は事業計画の変更 第七条の九第三 0 認可 0 申請 第七条の十二の規定は組合が公共施設又は同条の政 項、 があつた場合に、 第十四· 条及び第十五条の規定は組合が事業計 画の変更をしようとする場合に、 第七条の九第二項、 (政令で定める軽微な変更を除く 第十 この場合 七条及び 第 画

第二 るの たに施行 地 三十八条第一 画 \mathcal{O} 又 事 11 \mathcal{O} 九 き 可 七 区域 業計 第二 者以外 、は定款若しくは事業基本方針」とあるのは「定款又は事業基本方針 の変更」と、 変更」と、 ての変更の認可」 は 区となるべき区域」 に 条 項 は 0 0 画 中 認 項 いて準用する。 九 施 第二 0 可に係る定款又は事業計画についての変更の認可」と、 地 中 同 とあるの 「認可」とあるのは 区となるべき区域」 行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第七条の 項の規定による認 「施行地区となるべき区域」とあるのは ط 項の 項、 こ読み替えるものとする。 あるまでは事業計 第十 規定による認可があつた際に従前から組合員であつ 組 と、 は 合員その他 とあ この場合に 七 「定款又は事業計 同条第三項 条及び第十九条の規定は ŋ, 可の申請にあつては、 「認可に係る定款又は事業基本方針につ と、 第十六条第一 0 おい :画」とあるのは 中 第十九条第一 とあるのは て、 「組合の成立又は定款若しくは 画の変更」 第七条の 項中 「その変更につい 項 前 「あるまでは事業計 「施行地区となるべ ۲, 中 施行地区)」とあ 九第三項中 項 「施行地区又は新 の規定による認 「認可」とある 「組合の · て第 成立 同 施 条 行

(承継)

第五十 併 地 業の全部を承継させるものに限る。)又は再開発会社の施行する市 7 事業の施 た会社又は により設立された会社若 再 有する権利義 開 条の十三 政庁 を 発事業の全部の譲渡があつたときは、 の認可、 行者の 承継する。 市 再開 街地 務 地 位 再 発 許 従 会社 及び従前の 開 可 そ 前 発事業の の合併若しくは 0 \mathcal{O} しくは分割により市 再開 他の 発会社 処分に基づい 再 全部を譲り受け 開 発会社が市街地 が当該市 分割 合併後存続 て有する権利義務を含 街 田地再開 当 た者 街 地 該 再開 .再開 は 市 発事業を承 する会社 街 市 発事業に関 発事業に関 地 街地 再開 再 発 合 開 継 街 事

> とする。 三項中 」とあるの き区 可 の」とあるのは 計 は事業計画 認可に係る定款又は事業基本方針についての変更の認可」と、 計 ۲, 行地区となるべき区域」と、 \mathcal{O} 第十六条第 に 可があつ 頭につ 画 申請にあつては、 おい [域] とあるのは 第十九条第一 とあるの て、 組 1 た際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替えるも は の変更」と、 合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは ての変更の 第七条の 項 「定款又は は 中 「その変更について第三十八条第一 項中 「あるまでは事業計画の変更」と、「 「施行地区となるべき区 九第三項 施行地区)」とあるの 認可」 施行地区又は新たに施行地区となるべき区 事業基本方針の変更」と、 認可」とあるの 「組合の成立又は定款若しくは事業基本方: と 第七条の九第二項中 中 施 同条第二項中 行地区となるべき区 は 域 は 認 「施行地区及び新たに 同 可に係る定款又は事業 「認可」とあるの 項の 施 項の 「あるまでは 規定による認 行地区となるべ 域」 規定による認 組合員その とあ 定 同 域 款又 条 は 業 他 針 第

(承継)

第 て有する権利義務 発事業の施行者の地 した会社又は 併により設立された会社若しくは分割により 地再開発事業の全部の譲渡があつたときは、 業の全部を承継させるものに限る。)又は再開発会社の施行する市 五十条の十三 行政庁の を、 承継する。 認可、 市 街 再開発会社 地再 (従前 位、 可 その 開 0 発事業の全部を譲り受け 従 再開 他 前 の合併若しくは の処分に基づい 0 再開発会社が 発会社が当該 分割 市街地再 市 合併後存続 て有する権利義務を含 市 街 街 (当該市 た者は、 地 地 再 再 開 開 開 発 発 発事業を承 街 する会社 事 事業に関 市 地 業に関 街 再 開 地 再 発 開 合 継 事

(関係簿書の備付け)

第百三十四条 略

施行者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
2 利害関係者から前項の簿書の閲覧又は謄写の請求があつたときは、

の過料に処する。
。) 又は法人である個人施行者の役員若しくは清算人を二十万円以下おいては、その行為をした個人施行者(法人である個人施行者を除く第百四十五条の二 個人施行者が次の各号のいずれかに該当する場合に

· 二 略

の閲覧又は謄写を拒んだとき。 第百三十四条第二項の規定に違反して正当な理由がないのに簿書

四略

一略

び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。
「第二十七条第八項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及

兼ねたとき。 第二十七条第九項の規定に違反して監事が理事又は組合の職員と

四略

に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。 五 第三十一条第七項の規定に違反して書類を備えず、又はその書類

| 六 第三十一条第八項の規定に違反して正当な理由がないのに書類の

(関係簿書の備付け)

第百三十四条 略

、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 2 利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があつたときは、施行者は

の過料に処する。
。)又は法人である個人施行者の役員若しくは清算人を二十万円以下おいては、その行為をした個人施行者(法人である個人施行者を除く第百四十五条の二 個人施行者が次の各号のいずれかに該当する場合に

一·二 略

三 第百三十四条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

四略

る。 為をした組合の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処す第百四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行

一略

兼ねたとき。
二 第二十七条第七項の規定に違反して監事が理事又は組合の職員と

三|

とき。	三 第百三十四条第二項の規定に違反して正当な理由がないのに簿書――・二 略	為をした再開発会社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処す 為第百四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行 第百	十二・十三 略 書の閲覧又は謄写を拒んだとき。	十一 第百三十四条第二項の規定に違反して正当な理由がないのに簿七〜十 略 閲覧又は謄写を拒んだとき。
	三 第百三十四条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。一・二 略	為をした再開発会社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処す『百四十八条』次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行	九•十 略	八(第百三十四条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。四〜七)略

0
都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一
(昭和四十一
年法律第二十号)
(抄)
(第四条関係)

改

正

案

傍線部分

現

行

は

改

(正部分)

都 市 開発資金の貸付け

第 条 略

2

略

3 ときは、 理 体 八 以内を貸し付けることができる。 号) が次に掲げる貸付けを行う場合において、 的 玉 か は、 0 による市街 当該地方公共団体に対し、 健全な高度利用と都市機能の更新に資するため、 市 街地再開発事業 地 再開発事業をいう。 (都市再開発法 当該貸付けに必要な資金の二分の 以下同じ。 (昭和四十四年法律第三十 特に必要があると認める による土地の合 地方公共団 3

0 再 す 市 + 開 Ś 無利子の資金の貸付 街 Ŧ. 再開 発事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるため 地 第二項に規定する個人施行者をいう。) 街地再開発事業を施行する個人施行者 再開発組合又は再開発会社 発会社をいう。 け 次号において同じ。 (同法第五十条の二第三項に規定 (都市再開発法第七条の で政令で定めるもの、 に対する当該市街地

施 る 地をいう。 る施設建築物又は施設建築敷地をいう。 設 施 建築物又は施設建築敷地 行者をいう。 街地再開発事業の施行者 以 関する権利 下 0 以下この号において同じ。 以下この号及び お 施 て同じ。 行地区 (都市再開発法第二条第二号に規定す (同法第二条第六号又は第七号に規定 (同条第三号に規定する施行地区をい 内に宅地 次条第四項において同じ。 以下この号において同じ (同条第 借地権 五号に規定する (同条第十一号) が、

> (都市開 発資金の貸付け

第 条 略

2 略

八 号) ときは、 体が次に掲げる貸付けを行う場合において、 理的かつ 以内を貸し付けることができる。 玉 は、 による市街 当該地方公共団体に対し、 健全な高度利用と都市機能の更新に資するため、 市 街 地 再開発事業 地再開発事業をいう。 (都市再開発法 当該貸付けに必要な資金の二 以下同じ。 昭 特に必要があると認める 和四十四年法律第三十 による土 地方公共団 地 一分の の合

資金の貸付け に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子 項に規定する再開発会社をいう。 市 十五第二項に規定する個人施行者をいう。 街地再開発組合又は再開発会社 市街地再開発事業を施行する個人施行者 (都市再開発法第五十条の二 に対する当該市街地再開発事業 (都市再開発法第七 で政令で定めるも 一第三 0 \mathcal{O}

権又は 行地 利に対応して与えられることとなるものを除く。 設建築敷地をいう。 る施行者をいう。 施設建築敷地 市街地再開発事業の施行者 区 権原に基づき建築物を有する者 (同条第三号に規定する施行地区をいう。) (同条第六号又は第七号に規定する施設建築物又は 以下この号において同じ。 以下この号において同じ。 (都市再開発法第二条第二号に規定す (施行者を除)に関する権利 が、 以下この号にお 内に宅地、 施設建築物又は が当該権 借 施 施 地

与えられることとなるものを除く。 基づき建築物を有する者 要な費用で政令で定める範囲内のものに充てるため 当該法人に対する当該施設に関する権利の全部又は一部の取得に必 する者が出資している法人で政令で定めるものに取得させるときの 省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわら 貸付け 譲渡することができなかつた場合において、 て「施設に関する権利」という。)の全部又は一部を、 規定する借地権をいう。 (施行者を除く。 以下この号において同じ。)又は権原に 以下この号及び次条第四項にお)が当該権利に対応して 次のいずれかに該当 の無利子の資金 国土交通

口市街地の貸付け

ロ 市街地再開発組合の組合員

る。 又は施設建 内に宅地又は の社 株式会社である再開 員 当 築 該 再開 敷 借 地に関する権利を与えられることとなるものに 地 権を有する者で当該権利に対応して施設建築 発会社の 発会社の 施行 株 する市 主又は有限会社である再開 街地 再 開 発 事業の 施行 発会 地

4 + るときは、 .団体が次に掲げる貸付けを行う場合において、 九号)による土地区画整 玉 は、 土地区 当該地方公共団体に対し、 画 整 理事 業 理事業をいう。 (土地区画整理法 当該貸付けに必要な資金の二 以下同じ。 (昭和二十九年法律第百 特に必要があると認 に関し地方公

4

分

Ō

以内を貸し付けることができる。

部又は るため 該法人に対する当該施設建築物又は施設 合員が出資している法人で政令で定めるものに取得させるときの当 つた場合において、 公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができな て同じ。) 0 無利子の資金の貸付け 部 の全部又は一部を、 の取得に必要な費用で政令で定める範囲内のものに充て 施行者又は施行者である市街地再開発組 国土交通省令で定めるところにより 建 築敷地 に関 する権利の全 合 0 組

十九号) けに必要な資金の二分の一 めるときは、 共団体が次に掲げる貸付けを行う場合において、特に必要があると認 号又は第三 国は、 による土地区画整理事業をいう。 土地区画整理事業 当該地方公共団体に対し、 から第六号までに掲げる貸付けにあ 以内) (土地区画整理法 を貸し付けることができる。 当該貸付けに必要な資金 以下同じ。 (昭和二十九年法律第百 つては、)に関し 当該貸付 地方公

面積 な供給に資する次に掲げる土地区画整理 健全な住宅市街地の造成を促進し、 理 法 公共施設 第 一条第四 (同条第五項に規定する公共施設をいう。 項 に規定する施 地 もつて住宅及び住宅地の円滑 事業で、 区 をいう。 施行 地 下 同 区 以下この (土地区

めの無利子の資金の貸付けるものを施行する個人施行者(同法第九条第五項に規定する個人施行者をいう。以下同じ。)又は土地区画整理組合に対する当該土地行者をいう。以下同じ。)又は土地区画整理組合に対する当該土地

土地を告成して賃貸し、告してま譲渡する事業又は主色を書やおいて定められている土地区画整理事業用する場合を含む。)の規定による住宅先行建設区が事業計画に用する場合を含む。)の規定による住宅先行建設区が事業計画に

業 る割合を乗じて得た面積以上であると認められる土地区画整理事 借地権をいう。 \mathcal{O} 画整理法第二条第八項に規定する宅地をいう。 地積及び保留地の地積の合計が (借地借家法 て賃貸し、 土地を造成して賃貸し、 若しくは譲渡する事業を行う者が所有権又は借地権 (平成三年法律第九十号) 以下同じ。)を有する施行地区内の宅地 若しくは譲渡する事業又は住宅を建設 施行地区の面積に政令で定め 第二条第一号に規定する についての換地 (土地区

区画整理事業

「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別

以上である土地区画整理事業
地区の区域内の農地を除く。)の地積の合計が政令で定める面積
地区の区域内の農地を除く。)の地積の合計が政令で定める面積
化区域で政令で定めるものの区域内にある農地(生産緑地法(昭

施設の種類及び規模等が同号の政令で定める基準に適合するものに事業(前号ロに掲げる土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共二 個人施行者又は土地区画整理組合から委託を受けて土地区画整理

及び 同じ。 区を る範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け 条 地 (同法第九条第五項に規定する個人施行者をいう。 0 7 規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個 区画整理事業で、 路その他の重要な公共施設の新設又は改良に関する事業を含む 以 共 同じ。 いう。 九 下この 施 第五項に規定する区画整理会社をいう。 設 に対する当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定 条に 土地 以下この お 区 地 い 画 て同じ。 施行地区 区 条におい 整 画整理組合又は区画整理会社 理 法第二 て同じ。 (同法第二条第四項に規定する施行 のうち都市計画において定められ 条第五項に規定する公共施設をい の面積、 以下この項におい 公共施設の 以下この項に (同法第五十 人施行 種類

令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け又は区画整理会社に対する当該土地区画整理事業に要する費用で政める基準に適合するものを施行する個人施行者、土地区画整理組合理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等が政令で定理事業の合理的かつ健全な高度利用に資する次に掲げる土地区画整一土地の合理的かつ健全な高度利用に資する次に掲げる土地区画整

兀

口 推 開 条の四において準用する場合を含む。 進 発事業区が事 区が事業計画において定められている土地区画整理事業 0 地 地 匹に 区 区画整理法第六条第四項 一画整理 おい て準 法第六条第六項 業計画において定められている土地区画整理事業 用 する場合を含む。 同 (同法第十六条第一 法第十六条第一 の規定による市街地 0 規定による高度利用 項 項及び第五十 及び第五十 再

> 限る。 充てるため 定める基 な資力、 権又は借地権の取得に必要な費用で政令で定める範囲内のも の施 準 信 の資金の貸付け 用 該当 及び技術的 行に関する業務を行う者 「する者に限る。 能 力を有することその他 に対する施行地 (当該業務を行うために必要 \mathcal{O} 国土交通省令 区 内 土: 地 あに 0 所 で

利子の資金の貸付け 理 施 又は変更に関する事業を含む土地区画整理事業で、 |事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための 行する個人施行者又は土地 都市計画において定められた街路その他の重要な公共施 公共施設の種類及び規模等が政令で定める基準に適合するも 区画整理組合に対する当該土地 施行 地 区 設 の新 区 0 画 面 \mathcal{O}

無整

を

積 設

内の 理事業で、 合に対する当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲 める基準に適合するものを施行する個人施行者又は土 土地の合理的 ものに充てるため 施行地区の かつ健全な高度利用に資する次に掲げる土地 面積、 の無利子の資金の貸付け 公共施設の種類及び規模等が 地 区 政令で定 画 区 一画整 理 組

画において定められている土地区画整理事業 用する場合を含む。)の規定による市街地再開発事業区が事業計 土地区画整理法第六条第四項(同法第十六条第一項において準

おいて定められている土地区画整理事業用する場合を含む。)の規定による高度利用推進区が事業計画に口 土地区画整理法第六条第六項(同法第十六条第一項において準

三 7 地 以 律 は、 定 基 0 下この号におい 第百 区 区 める範囲内のものに充てるため 画整理会社に対する当該土地区 準 条 0 行 一十号) に 施 面 地 に 行地区 適合するものを施行する個人施行者、 お 積 区 11 0 (施行 、 て 同 全部 第八条第 . (T) ľ て同 文は 地 面 積及び施行地 区 ľ 0) 一項第 部 部が景観 公共施設の が景観計 に含まれる土地 号に規・ 区 内の景観計画 の無利子の資金の貸付け 画整理事業に要する費用で政令 計 画 区域 種類及び規 画 定する景観計 区域に含まれるものにあつ (景観法 区画整理事業で、 土地区画整理組合又 模等が政令で定め 区 域 画 (平成十六 の面積。 区域をい . う。 以 下 年 施 行 法

兀 用 規定により換地として定めない土地をいう。 地 る当該保留地の全部又は ている法人で政令で定めるものに取得させるときの当該法人に対 ができなかつた場合において、 ころにより公募して譲渡しようとし 第二条第三項に で定める基準に適合するものに限る。 頭に おいて同じ。 区 内 のも 0 地 おいて同じ。 面 区 画整理事 のに充てるため 積、 公共施設 規定する施行者をいう。 が、 業 (前 保留地 の全部又は一部を、 \mathcal{O} の無利子 種類及び規模等がそれぞれ当該各号の |号に規定する||土地区画整理事業で、 部の (同法第九十六条第 取得に必要な費用で政令で定める範 次のいず 0 資金 たにもかかわらず譲渡すること の貸付け の施行者 れかに該当する者が出資し 以 下この 国土交通省令で定めると 以下この号及び次条第 条及び次条第五 一項又は第二項 (土地区画整理 政 施 0 項 法 令 行

イ 施行者

ロ 土地区画整理組合の組合員

会社 株式会社で 地 X 0 社 保留地を除く。 内 員 0 あ 宅 当 る区 地 該 区 画整理会社 土 一画整理 地 X につい 画 会社 整 0 理 て所有権又は借地 株 法 0) 第 施 主 行 又は有限会社 ごする土 条第 項 地 に規 X 権 である区 曲 整 定 (同^々 理 条第七 る宅 事 業 画 地 0

> 地区の におい ては、 に充てるための無利子の資金の貸付け 以下この号に 律第百十 る当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲 に適合するものを施行する個人施行者又は 施 行地 施行地 て 同 面 号) 積 区 じ。 の全部又は一 (施行地 区の おいて同じ。 第八条第二項 面積及び施行地区内の景観計 区 公共施設の種類及び規模等が .の一部が景観計画区域に含まれるものに 部)に含まれる土地 第一 が景観計 号に規定する景観計 :画区域 土地区画整理組合に対 (景観法 区画整理事業で、 画区 政 合で定める基準 域 画区 平成 \hat{O} 域 面 一十六 内 積 を 0 . う。 年法 次号 ŧ あ 施 0 行

五.

号の してい で、 おい 範 す 渡しようとしたにもかか より換地として定めない土地をいう。 て同じ。) 画 っる当 全部又は一部を、 [整理法第二条第三項に規定する施行者をいう。 囲 土地区画整理事業 て、 丙 政令で定める基準に適合するものに限る。) 施行 該 る法人で政令で定めるも 0 施行者 保留 も の 地 が、 区の 地の全部又は に充てるため 保留地 面積、 又は施行者 国土交通省令で定めるところにより公募して譲 (第 一 公共施設の種類及び規模等がそれぞれ当 (同法第九十六条第一 わらず譲渡することができなかつた場合に 号又は前三号に掲げる土地区 0 である土地区 無利 部 の取得に必要な費用で政令で定める のに取得させるときの当 子の 資 以下この号において同じ。 金の貸付け 画 整 項又は第二項の規定に 理 組 の施行者 以下この号にお 合 0 組 ī該法 合員 画 整 主 人に対 が出資 理事 該 地 業 区

に規定する借地 権をいう。) を有する者に限る。

5 及び規 第百 める土 でに規定する土地区 で施行することとなつた土地区画整理事業 と認めら 区とな わらず、 付けることができる 玉 は 模等がそれぞ 地 つて に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てる資金を貸 れるに至った場合におい 区 地 その施行する土地区画 条第 方公共 画整理事 る区 団 項の規定により当該土地区画整理組合から引き継い 業の れ当 一域に |体に対 画 整理事業で、 該各号の 施行 Ĺ て新たに 0 推進を図るための措置を講じたにもか 土 政 整理事業を遂行することができない 地 7 施行地 区 令で定める基準に適合するものに 当該地方公共団 施 画 整理組合が国土交通省令で定 行者となり 区の面積、 (前項第 号から第三号ま 体が、 公共施設 土地 一画整理 その施行 種 類

6 8 略

利 ~率、 償還方法等

第二条 以下 金を支弁するために都市会計において当該貸付金と同一の償還期間等 政 による借入れ す いう。)が当該借入金の償還期間等と異なり、又は当該貸付金を支弁 備地 令で定めるもの並びに同号ホ及びへに掲げる土地に限る。 るため都市会計において借入金をしない場合にあつては、当該貸付 利率は、 条第一項第一 据置期間若しくは償還方法 をしたとした場合における当該借入金) 「都市会計」という。)における借入金 区 前条第一項、 計 当該貸付金を支弁するための都市開発資金融通特別会計 画 0 (国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものに限る 一号の土地 区 域 第二項又は第七 内 0) ŧ (同号イからニまでに掲げる土地で防災街区 \mathcal{O} (以下この項において「償還期間等」と 同号ニに掲げる土地の区域内の土地で 項の規定による貸付金に係るもの の利率を超えず、 (当該貸付金の償還期)に係る かつ、 間 $\overline{}$

> 5 ς 7

略

(利率、

償還方法等

第 るため う。 利率は、 備地区計画の区域内のもの、 条 よる借入れ(国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものに限る。 を支弁するために都市会計において当該貸付金と同 据置期間若しくは償還方法 下 条第四項 全条 をしたとした場合における当該借入金) 第 「都市会計」という。)が当該借入金の償還期間等と異なり、又は当該貸付金を支弁す 項第一 都市会計において借入金をしない場合にあつては、 前条第一 当該貸付金を支弁するための都市開発資金融通特別会計 の規定による貸付金のうち同項第二号の貸付金に係るものの 一号の土地 項、 第二項若しくは第六項の規定による貸付金又は同 (同号イからニまでに掲げる土地で防災街区)における借入金 (以下この項において「償還期間等」とい 同号ニに掲げる土地の区域内の土地で の利率を超えず、 (当該貸付金の の償還期間等に 当該貸付金 償還 かつ、 期間 前

国土交通大臣が財務大臣と協議して定める。、特にこれらの貸付金に係る土地の買取りが促進されるよう配慮し、貸付金又は同条第二項若しくは第七項の規定による貸付金にあつては

子とする。 2 前条第三項から第六項まで又は第八項の規定による貸付金は、無利

2

等半年賦償還の方法によるものとする。 十年(四年以内の据置期間を含む。)以内とし、その償還は、元金均3 前条第一項、第二項又は第七項の規定による貸付金の償還期間は、 3

	•			ı	1
			<u></u>		項
に関する権利のお無いのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		の項に掲げるものを除く。)	前条第三項第一		区分
を含む。)	ては、十二年)以内受けていないものにあつ	三項の規規定によ	八年(都市再開発法第十		償還期間
内 十 年 以				間	据置期
選 年 均 賦 等 償 半		還	一括償	法	償還方
	•			•	

土交通大臣が財務大臣と協議して定める。特にこれらの貸付金に係る土地の買取りが促進されるよう配慮し、国付金又は同条第二項若しくは第六項の規定による貸付金にあつては、令で定めるもの並びに同号ホ及びへに掲げる土地に限る。)に係る貸

- び同条第五項又は第七項の規定による貸付金は、無利子とする。うち同項第一号若しくは第三号から第六号までの貸付金に係るもの及前条第三項の規定による貸付金、同条第四項の規定による貸付金の
- 等半年賦償還の方法によるものとする。十年(四年以内の据置期間を含む。)以内とし、その償還は、元金均前条第一項、第二項又は第六項の規定による貸付金の償還期間は、

		ては、十二年)以内		
		受けていないものにあつ		
		による事業計画の認可を		
		組合で同条第三項の規定		
		設立された市街地再開発		
還		一条第二項の規定により	号の貸付金	
一括償		八年(都市再開発法第十	前条第三項第一	_
法	間			
償還方	据置期	償還期間	区分	項

							5																	
	_		項	還期限	、それ	償還方	前条			三														
そから第三号ま	前条第四項第一		区分	の欄各項に掲げるとおりとする。	それぞれ同表の償還期間	償還方法及び償還期限は、	前条第四項の国又は地		号の貸付金	前条第三項第二	付金	充てるための貸	に要する費用に	権利の管理処分	該施設に関する	場合における当	ができなかつた	ず譲渡すること	たにもかかわら	譲渡しようとし	により公募して	で定めるところ	土交通	全部又は一部を
置内期(服務)	左	間	償還期	とおりと	の欄、	次の表	地方公共団体		を含む。	二十五年														
以 内	六年	期間	据置	する。	据置期間	の区分			\smile	一以内														
賦償還	均等半年		償還方法		の欄、	0)	の貸付金の償還期間			(据置期間														
第二十一条第三項、	地区		償還期		償還方法の欄	欄各項に掲げる区分に応じ	期間、据置	還	内年	十年以均														
条 三 三 二 页、	画整理法		限		欄及び償	に応じ	期間、		年賦償	均等半														
							5																	
				温	`	伳																		
	_		項	還期限 2	、それが	償還方法				<u> </u>														
号又は第三号か	前条第四項第一		項区分	の欄	、それぞれ同表の償還期	償還方法及び償還期限は	前条第四項		号の貸付金	二前条第三項第二														
	界四項第一 八年	間	区	の欄	同表の償還期間の欄、	償還方法及び償還期限は、次の表	前条第四項		の貸付金															
	界四項第一 八年以	間期間	区分	\mathcal{O}	同表の償還期間の欄、		前条第四項		\mathcal{O}	二 前条第三項第二 二十五年以内														
置内期(服務)	界四項第一 八年以 六年		区 分 償還期	の欄	同表の償還期間	償還方法及び償還期限は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ			の貸付金															

																							除く。)	に掲げるものをし。)	の項及び三の項 を含む
二の項において	区画整理組合に	おける当該土地	施行する場合に	変更したものを	めに事業計画を	分を実施するた	、当該主要な部	区画整理事業で	れていない土地	にわたり実施さ	部分が相当期間	で定める主要な	他国土交通省令	らず、工事その	じたにもかかわ	ための措置を講	行の推進を図る	画整理事業の施	で定める土地区	が国土交通省令	地区画整理組合	があつた日(土	規定による公告	条の九第三項の	項又は第五十一
																							除く。)	に掲げるものをし。)	貸付金(二の項 を含む
																						算して十年以内	日の翌日から起	る公告があつた	三項の規定によ

													=													
の項に掲げるも	対するもの(三	ていないものに	画の認可を受け	定による事業計	同条第三項の規	区画整理組合で	設立された土地	項の規定により	法第十四条第二	ち土地区画整理	での貸付金のう	号から第三号ま	前条第四項第一													
									°)	を含む	置期間	内(据	十年以													
												以内	八年													
												賦償還	均等半年													
			以内	起算して十年)	の日の翌日から	ては、変更公告	定貸付金にあつ	して十二年(特	の翌日から起算	公告があつた日	項の規定による	第二十一条第四	土地区画整理法	十年以内	日から起算して	いう。))の翌	更公告の日」と	項において「変	あつた日(二の	定による公告が	九条第四項の規	係る同法第三十	業計画の変更に	つては、当該事	という。)にあ	「特定貸付金」
													_													_
7	+>	⇒刃	۱-	烘	邮	4	1 H	1	Шh	代	ا ح	□ .	<u> </u>													
るもの	ないものに対す	認可を受けてい	よる事業計画の	第三項の規定に	整理組合で同条	された土地区画	規定により設立	十四条第二項の	地区画整理法第	貸付金のうち土	ら第五号までの	号又は第三号か	前条第四項第一													
									°)	を含む	置期間	内 (据	十年以													
												以内	八年													
												賦償還	均等半年													
								して十二年以内	の翌日から起算	公告があつた日	項の規定による	第二十一条第四	土地区画整理法													

	三	
	時報 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	のを除く。)
) 含 期 (年 二 む 間 据 以 十 。 を 置 内 五	
	以 内 年	
	対 償 等 環 半 年	
四	三	
三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	一	
。 を 置 内 十 会 期 据 以	。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
以 内 年	以 四 内 年	
還 年 金 賦 均 償	還 半 元 年 金 賦 均 償 等	
土地区画整理法 項の規定による の翌日から起算 のでで十二年以内	第九条第三項又 は第二十一条第三項又 日の翌日から起 日の翌日から起 日の翌日から起	

規定による貸付金にあつては五年以内の据置期間を含む。)以内とし同条第五項の規定による貸付金にあつては十年以内の、同条第七項の他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。団体の貸付金に関する償還期限の繰上げ又は延長、延滞金の徴収その団項に定めるもののほか、前条第三項又は第四項の国又は地方公共	規定による貸付金にあつては五年以内の据置期間を含む。)以内とし同条第六項の規定による貸付金にあつては十年以内の、同条第八項のその他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。
略	規定による公告があつた日の翌日から起算して十年以内とするのとする。ただし、償還期限は、土地区画整理法第五十五条第間を含む。)以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法に
	6 前条第五項の規定による貸付金の償還期間は、八年(六年以内の据
含む。	含む。
期間を	期間を
(据置	(据置)
号の貸付金 年以内 以内 賦償還	号の貸付金 年以内 以内 賦償還
五 前条第四項第六 二十五 十年 均等半年	四 前条第四項第四 二十五 十年 均等半年
に対するもの	
る業務を行う者	
業の施行に関す	
土地区画整理事	
ら委託を受けて	
ていないものか	
画の認可を受け	
定による事業計	
同条第三項の規	

10 国は、前条第八項の規定による貸付金で民間都市開発法第四条第10 国は、前条第八項の規定による貸付金で民間都市機構が当該貸付金を充てで負担した費用の償還方法を勘案し特に必要があると認めるときは、
することができる。この場合においては、その償還期間は、十年以内
することができる。この場合においては、その償還期間は、十年以内
することができる。この場合においては、その償還期間は、十年以内
で負担した費用の償還方法を勘案し特に必要があると認めるときは、
することができる。この場合においては、その償還期間は、十年以内
で負担した費用の償還方法を勘案し特に必要があると認めるときな、
は、前条第八項の規定による貸付金で民間都市開発法第四条第一とする。

とする。

その償還は、

均等半年賦償還の方法によるものとする。

	改正案		現
別表第二 第二号法	第二号法定受託事務(第二条関係)	別表第二 第二号法	号法定受託事務(第二条関係)
備考 この表の下欄	欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法	備考 この表の下欄	-欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法
律における用語	\mathcal{O}	律における用語	〒の意義及び字句の意味によるものとする。
法律	事	法律	事
略	略	略	略
土地区画整理法	この法律の規定により市町村が処理することと	土地区画整理法	この法律の規定により市町村が処理することと
(昭和二十九年	されている事務のうち次に掲げるもの	(昭和二十九年	されている事務のうち次に掲げるもの
法律第百十九号	一 第四条第一項後段、第九条第四項(第十条	法律第百十九号	一 第四条第一項後段、第九条第四項(第十条
Ú	第三項において準用する場合を含む。)、第	<u> </u>	第三項において準用する場合を含む。)、
	十条第一項後段、第十一条第五項及び第七項		十条第一項後段、第十一条第五項及び第七項
	、第十三条第一項後段、第十四条第一項後段		、第十三条第一項後段、第十四条第一項後段
	(同条第二項において準用する場合を含む。		(同条第二項において準用する場合を含む。
)及び第三項後段、第十九条第二項及び第三)及び第三項後段、第十九条第二項及び第三
	項(これらの規定を第三十九条第二項及び第		項(これらの規定を第三十九条第二項にお
	五十一条の七第二項(第五十一条の十第二項)		て準用する場合を含む。)、第二十条第一項
	において準用する場合を含む。)において準		(第三十九条第二項において準用する場合を
	用する場合を含む。)、第二十条第一項(第		含む。)、第二十一条第六項(第三十九条第
	三十九条第二項において準用する場合を含む		二項において準用する場合を含む。)、第二
	。)、第二十一条第六項(第三十九条第二項		十九条第一項、第三十九条第一項後段、第四
	において準用する場合を含む。)、第二十九		十一条第三項(第七十八条第四項及び第百
	条第一項、第三十九条第一項後段、第四十一		条第七項において準用する場合を含む。)、
	条第三項(第七十八条第四項及び第百十条第		第四十五条第二項後段、第七十二条第一項後
	七項において準用する場合を含む。)、第四		段、第七十七条第七項後段、第八十六条第二

略	略 略	略
る。)	に係るものに限る。)	
が施行する土地区画整理事業に係るものに限	立した地方公社が施行する土地区画整理事業	
組合、市町村又は市のみが設立した地方	組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設	
合を含む。)に規定する事務(個人施行	合を含む。)に規定する事務(個人施行者、	
段(第百三十三条第二項において準用する場	段(第百三十三条第二項において準用する場	
三 第七十二条第六項及び第七十七条第五項後	三 第七十二条第六項及び第七十七条第五項後	
二略	二 略	
	並びに第九十七条第一項後段に規定する事務	
	、第七十七条第七項後段、第八十六条第二項	
	条の十三第一項後段、第七十二条第一項後段	
	。)、第五十一条の十第一項後段、第五十一	
	一条の十第二項において準用する場合を含む	
	を含む。)、第五十一条の九第四項(第五十	
	第五十一条の十第二項において準用する場合	
	る場合を含む。)、第五十一条の八第一項(
務	段(第五十一条の十一第二項において準用す	
	十五多第二項役長 第五十一多の二第一項役	

〇 都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)(抄)	(附則第八条関係) (傍線部分は改正部分)
改正案	現
(設置)	(設置)
第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十	第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十
号)第一条第一項から第五項までの規定による地方公共団体に対する	号)第一条第一項から第四項までの規定による地方公共団体に対する
貸付け、同条第六項の規定による独立行政法人都市再生機構に対する	貸付け、同条第五項の規定による独立行政法人都市再生機構に対する
貸付け、同条第七項の規定による土地開発公社に対する貸付け及び同	貸付け、同条第六項の規定による土地開発公社に対する貸付け及び同
条第八項の規定による民間都市開発推進機構に対する貸付けに関する	条第七項の規定による民間都市開発推進機構に対する貸付けに関する
政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分し	政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分し
て経理する。	て経理する。

 \bigcirc 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭和五十年法律第六十七号) (抄) (附則第九条関係)

可又は第七条第二頁第一号イこ亥当ける庁舎こつ、で第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の二第一項の日から起算して二年以内に土地区画整理法第四条第に関する都市計画に係る都市計画法第二十条第一項の村は、土地区画整理促進区域内の土地で、当該土地区務等) 改 正 案	第一号イこ亥当計る庁舎こつ、てり司条第一頁の 法第十四条第一項若しくは第二項の規定による認の日から起算して二年以内に土地区画整理法第四に関する都市計画に係る都市計画法第二十条第一村は、土地区画整理促進区域内の土地で、当該土務等)
する。	い限り、特定土地区画整理事業を施行するものとする。よる許可がされていないものについては、施行の障害となる事由がな第七条第二項第一号イに該当する行為についての同条第一項の規定に
2 • 3 略	2 • 3 略
第二十一条 土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三(公営住宅等及び医療施設等の用地)	第二十一条 土地区画整理法第三条第三項、第三条の二又は第三条の三(公営住宅等及び医療施設等の用地)
等の用又は医療施設、社会福祉施設、教養文化施設そのより施行する特定土地区画整理事業の換地計画において「地区画整理を発展して、第三学の「アドラニジ	宅等の用又は医療施設、社会福祉施設、教養文化施設そのにより施行する特定土地区画整理事業の換地計画において多りには「原理・発展学生の関係を表現している。
体その他政令で定める者が設置するもの(公共施設を除く。)の用に居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設で国、地方公共団	体その他政令で定める者が設置するもの(公共施設を除く。)の用に居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設で国、地方公共団
この、この直出で対の記也について所可権、也に権、よい巨権、質として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地	こつ、こ、直方也で引つと也こつ、こ斤可産、也に産、くい戸産、賃として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地
の者の同意を得なければならない。の他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有す	の者の同意を得なければならない。の他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有す

2 3

略

(土地区 画整理法の 準用等

第一 一十三条 略

び第百四十五条の規定の適用については、この章の規定は、 特定土地区画整理事業に関する土地区画整理法第百二十三条から第 一十六条まで、 第百二十七条の二、 第百二十九条、 第百四十四条及 同法の規

2 3 略

一十三条 略

(土地区

画整理法の

準 甪

2 0 百二十六条まで、 規定の適用については、この章の規定は、 特定土地区画整理事業に関する土地区画整理法第百二十三条から第 第百二十七条の二、第百二十九条及び第百四十四条 同法の規定とみなす。

(総会の議決事項等)

定とみなす。

第四十五条

2 集について、 土地区画整理法第三十二条第 同法第三十三条の規定は総会の議長について準用する。 一項から第八項までの規定は総会の招

(総会の議決事項等

第四十五条

2 十三条の規定は総会の議長について準用する。 土地区画整理法第三十二条の規定は総会の招集について、 同法第三

(総代会)

第四十八条 略

2 • 略

総代について準用する。 規定は総代会が設けられた組合について、 第三十四条第三項の規定は総代会について、 及び第十項を除く。 第四十六条第一 項並びに土地区画整理法第三十二条 第三十三条 (第四項ただし書を除く。)及 同法第三十七条の規定は 同法第三十六条第五項 (第七項、 第 九

第四十八条

略

(総代会)

2 •

略

0 る けられた組合について、 0 規定は総代会について、 第四十六条第一項並びに土地区画整理法第三十二条 第三十三条(第四項ただし書を除く。 同法第三十七条の規定は総代について準用す 同法第三十六条第五項の規定は総代会が設)及び第三十四条第三項 (第七項を除く

(土地区画整理法の準用)

第五十一条

を定めようとする者について、

(土地区画整理法の

)準用)

第三十七条第一項の規定による認可を申請しようとする者について、

土地区画整理法第七条の規定は第三十七条第一項の事業計 同法第十八条及び第十九条の規定は 第五 第三十七条第一項の規定による認可を申請しようとする者について、 画を定めようとする者について、 十一条 土地区画整理法第七条の規定は第三十七条第一項の事業計 同法第十八条及び第十九条の規定は

一条まで(第四十五条第三項及び第五十条第二項を除く。)の規定は除く。)、第三十九条(第五項を除く。)及び第四十三条から第五十条、第二十六条から第二十九条まで(第二十八条第八項及び第九項を同法第二十条、第二十一条(第二項及び第四項を除く。)、第二十四

(監督)

組合について準用する。

二十五条及び第百二十六条の規定を準用する。ては、前条に定めるもののほか、土地区画整理法第百二十四条、第百第九十六条 施行者に対する国土交通大臣又は都府県知事の監督につい

第百十九条 次の各号に掲げる場合においては、個人施行者は、五万円

町

以下の過料に処する

略

略

規定に違反して正当な理由がないのに簿書の閲覧又は謄写を拒んだ四 第七十一条において準用する土地区画整理法第八十四条第二項の

第二項を除く。)の規定は組合について準用する。及び第四十三条から第五十一条まで(第四十五条第三項及び第五十条条、第二十六条から第二十九条まで、第三十九条(第五項を除く。)同法第二十条、第二十一条(第二項及び第四項を除く。)、第二十四

(監督)

百二十六条までの規定を準用する。ては、前条に定めるもののほか、土地区画整理法第百二十四条から第第九十六条 施行者に対する国土交通大臣又は都府県知事の監督につい

以下の過料に処する。 第百十九条 次の各号に掲げる場合においては、個人施行者は、五万円

略

規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。 第七十一条において準用する土地区画整理法第八十四条第二項

料に処する。
をした住宅街区整備組合の理事、監事又は清算人は、五万円以下の過第百二十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為

略

規定に違反したとき。 第五十一条において準用する土地区画整理法第二十八条第八項

三略

規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。四年七十一条において準用する土地区画整理法第八十四条第二項の

L
£
2

2 略	を無利子で貸し付けることができる。	定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てるべきものの一部	条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で	和四十一年法律第二十号)第一条第八項の規定によるもののほか、前	第五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭	(資金の貸付け)	改正案	
2 略	を無利子で貸し付けることができる。	定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てるべきものの一部	条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で	和四十一年法律第二十号)第一条第七項の規定によるもののほか、前	第五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭	(資金の貸付け)	現	

 \bigcirc

民間都市開発の推進に関する特別措置法

(昭和六十二年法律第六十二号) (抄)

(附則第十条関係)

 \bigcirc 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の 一体的推進に関する特別措置法 (平成元年法律第六十一号) 抄) (附則第十一条関係)

(傍線部分は改正部分)

第十六条 十九条、 十一条からこの条までの規定は、 (土地区画整理法の準用等) 一体型土地区画整理事業に関する土地区画整理法第百二十三条第一 第百二十四条から第百二十六条まで、第百二十七条の二、第百二 第百四十四条及び第百四十五条の規定の適用については、第 改 正 同法の規定とみなす。 案 2 項、 条までの規定は、 十九条及び第百四十四条の規定の適用については、第十一条からこの 一体型土地区画整理事業に関する土地区画整理法第百二十三条第一 (土地区画整理法の準用等) 第百二十四条から第百二十六条まで、第百二十七条の二、第百二 同法の規定とみなす。 現 行

2

 \bigcirc 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)(抄) (附則第十二条関係)

4 土地区画整理法第九十五条第七項の規定は第一項又は前項の規定にるものとする。	2 · 3 略	(市町村の責務等) (市町村の責務等) (市町村の責務等) さ出った。 本区域に関する都市計画に係る都市計画法第二十条第一項の規定による許可がされていないものについては、施行の障害となる事由がない限り、拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備促進区域内の土地で、当該拠点整備による計画による計画による計画を開発して、対域による計画を開発して、対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対
4 土地区画整理法第九十五条第七項の規定は第一項又は前項の規定により換地計画において特別の定めをしようとする場合について、同法第九十五条第七元とあるのは、「第三条第三項をしようとする場合について、同法第一項の規定は第一項の規定により換地計画において定めらるものとする。	2 : 3 略 第二十七条 略 略	(市町村の責務等) 現 現 現 現 の に に は の に に は の に に に は の に に は の に に は の に に は の に の の に の の の に の に の に の に の に の の の の の の の の の の の の の

公益的施 0 用地

第 することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならな 定めないで、 設 施行する拠点整備土地区画整理事業の換地計画においては、 有権、 おいては、 十八条 (公共施設を除く。 地上権、 土地区画整理 その土地を保留地として定めることができる。この場合 当該保留地の地積について、 永小作権、)の用に供するため、一定の土地を換地として 法第三条第四項又は第三条の二の規定により 賃借権その他の宅地を使用し、 施行地区内の宅地について 公益的 又は収益 施

2 第五項、 「項又は第三条の二の規定」と読み替えるものとする。 この場合において、 (の規定により換地計画において定められた保留地について準用する) 土地区 第三条の二又は第三条の三の規定」とあるのは、 画 整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、 同法第百八条第一項中 「第三条第四項若しくは 第三条第 前

3

開 発 許 可等 の特例

第三十一 条 略

2

3 とみなす。 定の適用については、 理法第九条第二項、 法第三十四条各号に掲げるものを除く。 関する当該同意基本計画の内容に即して行われる開発行為 前 項の規定により基本計画が同意された場合において、 第二 都市計画法第三十四条第十号に掲げる開発行為 十一条第二項及び第五十一条の九第二項 は、 同条並びに土 開発行為に (都市計 地区画整 へ の 規 画

> 、公益的施設の 甪

第一 所有権、 設 においては、 することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならな 定めないで、 施行する拠点整備土地区画整理事業の換地計画においては、 一十八条 (公共施設を除く。) の用に供するため、 地上権、 土地区画整理法第三条第三項又は第三条の二の規定により その土地を保留地として定めることができる。 当該保留地の地積について、 永小作権、 賃借権その他の宅地を使用し、 施行地区内の宅地について 一定の土地を換地として 公益的 この場合 又は収益 施

第四項、 0 三項又は第三条の二の規定」と読み替えるものとする。 項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する この場合において、 土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第 第三条の二又は第三条の三の規定」とあるのは 同法第百八条第一項中 「第三条第三項若しくは 一項 の規定 は、 前

2

3 4

(開発許 可等の

特例

第三

+

条

略

3 市 理法第九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用につ 関する当該同意基本計画の内容に即して行われる開発行為 法第三十四条各号に掲げるものを除く。) は、 計画法第三十四条第十号に掲げる開発行為とみなす。 前 項の規定により基本計画が同意された場合において、 同 条並びに土 開 **\ (都市計 地 発行為に 区画 都 整 画

略

0
被災市街地復興特別措置法
(平成七年法律第十四号)
(抄)
(附則第十三条関係)

第十五条 施行者(土地区画整理法第三条第四項若しくは第五項、第三 第二(清算金に代わる住宅等の給付)	4~7 略 4~	五· 六 略 — — — — — — — — — — — — — — — — — —	公告 当該公告に係る同法第二条第四項に規定する施行地区	四 土地区画整理法第七十六条第一項第一号から第三号までに掲げる 四	<u>〜</u> 三 略	それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。	第一項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、 3	略	第七条 略 第七	(建築行為等の制限等)	3~6 略 3~6	限りでない。	又は第五項の規定により土地区画整理事業が施行される場合は、この	だし、当該土地について土地区画整理法第三条第一項から第三項まで だ	ついては、市町村が当該土地区画整理事業を施行するものとする。た	り土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域の土地に s	被災市街地復興推進地域内の都市計画法第十二条第二項の規定によ 2	第六条 略 <u>第六条</u>	(市町村の責務等)	改正案
第十五条 施行者(土地区画整理法第三条第三項若しくは第四項、第三(清算金に代わる住宅等の給付)	~ 7 略	五•六 略	当該公告に係る同法第二条第四項に規定する施行地区	四 土地区画整理法第七十六条第一項第一号又は第二号に掲げる公告	一〜三 略	それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。	第一項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、	略	第七条 略	(建築行為等の制限等)) 6 略	ない。	四項の規定により土地区画整理事業が施行される場合は、この限りで	だし、当該土地について土地区画整理法第三条第一項、第二項又は第	ついては、市町村が当該土地区画整理事業を施行するものとする。た	り土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域の土地に	被災市街地復興推進地域内の都市計画法第十二条第二項の規定によ	八条 略	(市町村の責務等)	現

るほ 宅 を申し出たときは、 0 併せて、 よる申出又は同意をした場合において、その者が当該申出又は同意に 地 条の二又は第三条の三の規定による施行者に限る。 地 に ついての換地に施行者が建設する住宅 七条までにお 0) 限る。 に ついて所有権以外 部 当該住宅を与えるように定めることができる。 当該宅地について交付されるべき清算金に代えて、 につ 以下この条及び次条において同じ。 いて換地を定めないことについて同法第九十条の規定に いて同じ。 換地計画において、当該宅地について換地を定め の権利 は、 (地役権を除く。 施行地区内の宅地 (自己の居住の用に供するも)を与えられるべき旨)又は処分の制限が 以下この条 の所有者がそ ただし、 当該宅地 **小から第** 当該 の宅

2 7 略

あるときは、

この

限りでない。

(公営住宅等及び居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設の用

第十七条 きる。 用 0 地 \mathcal{O} Ĺ を換地として定めないで、 . 第三条の三の規定により施行する被災市 宅 換 地について所有権、 地 この場合においては、 又は収益することができる権利を有するすべての 計 画にお 土: 地区 いては、 画整理法第三条第四 地 次に掲げる施設の 上 権、 その土地を保留地として定めることがで 当該保留地の地積について、 永小作権、 「項若しくは第五項、 用に供するため、 街地復興土地区 賃借権その 者の 他の宅地を使 第三条の二又 施 画 **爬行地区内** 同 整理事業 定 意を得 の土

一·二 略 なけ

ればならない。

2 · 3 略

(土地区画整理法の準用等)

を申し出たときは、 併せて、 よる申出又は同意をした場合において、その者が当該申出又は同意に 地 宅地について所有権以外 るほか、 のに限る。 についての換地に施行者が建設する住宅 条の二又は第三条の三の規定による施行者に限る。 あるときは、 の 一 七条までにおいて同じ。 部について換地を定めないことについて同法第九十条の規 当該住宅を与えるように定めることができる。 当該宅地について交付されるべき清算金に代えて、 以下この条及び次条において同じ。 この限りでない。 換地計画において、 で権利 は、 (地役権を除く。) 又は処分の制 施行地 当該宅地について換地を定め 区 (自己の居住の用に供するも 内の宅地)を与えられるべき旨 以下この条 \mathcal{O} 所有者がその ただし、 当該宅地 から 当該 限が 定に 宅 第

(公営住宅等及び居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設(公営住宅等及び居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設

略

地

第十七条 きる。 なけ 用 地を換地として定めないで、 0 \mathcal{O} は第三条の三の規定により施行する被災市 Ľ 宅地について所有権、 換地 ればならない。 この場合においては、 又は収益することができる権利を有するすべての 計 土地区 画においては、 | 画整理 法第三条第 地上権、 次に掲げる施設 当該保留地の地積について、 その土地を保留地として定めることが 永小作: 三項 若しくは第四 権 0 用に供するため、 街地復興土 賃借権その 項 地区 第三条 者 他 1 の 同 施行地区内 画整理事業 の宅地を使 [意を得 定 不の二又 \mathcal{O} \pm で

一·二 略

2 3 略

(土地区画整理法の準用等

0

用

第十
八条
略

2

第十八条 略

| 百四十四条の規定の適用については、第十二条から前条までの規定は三条から第百二十六条まで、第百二十七条の二、第百二十九条及び第2 被災市街地復興土地区画整理事業に関する土地区画整理法第百二十

同法の規定とみなす。

三〜十 略 三〜十 略 三〜十 略 三〜十 略 三〜十 略 三〜十 の規定に違反して、監事が理事又は事業組合の職員と兼ねたと 一 略 一 略 一 略 三〜 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	法第百三十六条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。	災街区整備事業組合」と読み替えるものとする。 3 都市再開発法第二十四条から第二十八条まで (第二十七条第七項及の場合において、同法第二十四条から第二十八条まで (第二十七条第七項及の場合において、同法第二十四条から第二十八条まで (第二十七条第七項及の場合において、同法第二十四条から第二十八条まで (第二十七条第七項及の場合において、同法第二十七条第二十八条まで (第二十七条第七項及の場合において、同法第二十七条第二十八条まで (第二十七条第七項及の場合において、同法第二十七条第九項中 (2014年) (1914年) (191	改正案
三〜十 略 三〜十 略 三〜十 略 三〜十 略 三〜十 略 一 略 一 略 一 略 一 略 一 略 一 略 一 略 一	又は第二項」と読み替えるものとする。	する。 (役員)	現

 \bigcirc

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)(抄)

(附則第十四条関係)

 \bigcirc

2 前項の規定により第三十九条 略 (都市計画に定めら
事 れ
業の実施を担当する「第二種事業を実施出を行う場合におけ
2 第
すの前十都 る規項九市 者定の条計
が 用 に 定 定 に よ め
が 行う 事業 に より 都 市 計 画 に より 都 市 計 画
が 用 に 定 定 に よ め し

該措 者 べてにより第三 定める者及び都市計画同意権者又は同項 よう」と、 業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計 っては、 事及び当該第二 に 項 適用される第二十九条第一項」と、 十九条第一 及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、 0 る都市計画決定権者は、 は、 施しようとする者が第四 各号に定める者) 発 長に委任されて 第一 は 次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該 局 あっては、 は 同 置がとられるまで)」とあるのは 意に関する国土交通 主任の大臣」とあるのは 「併せて」 「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画 号及び第二号中 前項の 同条第四項中 又は都道 あ 「主務省令」 一項の規定により読み替えて適用される第二十九条第 る場 同条第五項中 項」とあるのは れるまで 前 一項第二号」 一種事業を実施しようとする者 いる場 都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする 項の都道府県知事」 合にあって _ と、 府県 同条第二項中 (当該第) 知事 一合に とあるのは 「及び前項の 「当該事業を実施しよう」とあるのは 大臣 [号又は第五号に定める主任の大臣であ 次の各号に定める者」と、「代えて」とある 「第三項第 「第四号又は第五号に掲げる第二種 ٢, は あ (以 下 「第四十条第二項の規定により読み替えて いっては、 の権限が 「都市計画同意を要しない都市 当該各号に定め |種事業に係る第 「第二十九条第二項」 「定める者」とあるのは 「都市 「主務省令・ とあるのは 都道府県知事 同条第三項中 二号」とあるのは 地 当 「とられるまで」と、 後段の都市計 該 方整備局長又は 計 画同意権者」とい 地 方整 第一 国土交通省令」 る者 項各号に定める者が 備 「定める者」とある (第 前項の 項後段の場合にあ 0 局 とあるの すべてにより当 長又は 一項 画 第 決定 北 都道 後段の場 海 一項各号に 「定める者 、 う。 同 権 画 計 事業を実 北 道 当 と 条第六 に定め 府県. 決定権 三画に係 は 者 るとき 海 開 項 第二 のす 該事 道 発 第 同 及 開 知 合 局

る都 該措置がとられるまで)」とあるのは 四十条第一 者」と、 事及び当該第二種事業を実施しようとする者 に 項 者」と、 十九条第一 及び都市計画同意権者又は同項後段の都市 各号に定める者) 発局長) 長に委任されている場合に よう」と、 業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計 \mathcal{O} 適用される第二十九条第一項」と、 \mathcal{O} は、 施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であ べてにより第三 定める者及び都市計 っては、 第一 以 あっては、 は は 次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当 同 上で 市計画決定権者は、 主任の大臣」とあるのは 意に関する国土交通 「とら 「併せて」 「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の 号及び第二号中 前項の 又は都道府県知事 同条第四項 ある場合にあっては、 「主務省令」とあるのは 一項の規定により読み替えて適用される第二十九条第 同条第五項中 項」とあるのは れるまで 前項の都道府県知事」 と、 一項第二号」 都道府県知事及び当該第二種事業を実 ر د ک 画同 同条第二項中 中 (当 「及び前項の 「当該事業を実施しよう」とあるの |該第| 次の各号に定める者」と、「代えて」とある 大臣 意権者又は同 「第三項 「第四号又は第五号に掲げる第二種 と あっては、 (以 下 「第四十条第二項 の権限が 「都市計画同意を要しない都市 種事業に係る第 当 該 第二十九条第 第 都市 「定める者」とあるのは 「主務省令 各号に定 とあるのは 都道府県知事 同条第三項中 一号」とあるのは 当 項 地 「とられるまで」と、 後段 該 計 方整備局長又は 画同 計画決定権者」と、 地 の都市 方整備日 の規定により読み \otimes (第 玉 る者の 意権者」という。 二項」 \neg 項各号に定める者が 1土交通 「定める者」とある (第 前 計 項 局 とあ 後段段 都市 すべてにより当 施しようとする 項 長 画 第 決定 省令」 文は 項 (T) 北 るの の場 都道 後段 は 計 海 一項各号に 「定める者 同 権 画 画 計 事業を 北 道 当 と %合にあ [決定 替えて 三画に係 るとき は 者 に 府 0 海 開 第二 項」 定 \mathcal{O} 該 県 道 発 す 該 及 同 実 知 合 開 局

び とあるの 務 中 げる第一 同 に 同 は ってはこの 権 項 当該通. 者」 中 るべき」 省令」 . 意権者に、 あってはその旨の 「項各号」と、 当 乛 「都道」 |該第| 通 同条第七項中 第一 と 届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは 知又は書面の 一種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通 とあるのは は 府県知事に当該通知又は作成」とあるのは 知 一種事業を実施しようとする者に当該通知」 とあるの 又は書面の作成」 法律」 種事業を実施しようとする者」とあるのは 「及び国土交通大臣が環境大臣」と、 同 都市計画同意を要しないものであるときは同項各号に掲 項第四 「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣 とあるの 「受け、 作成」 書面 は 「主務省令・ 一号又は第五号に定める主任の大臣以外の 「及び国土交通大臣が定めるべき」とする。 を作 とあるのは 又は同項の規定により書面を作成した者は は とあるのは 成 「この法律」と、「同項各号」とあるの とあ 国土交通省令」 めるのは 「通知」と、 「受けた者は、 「定める者及び都市計 と 同条第十項中 同条第九項中 「都道府県知事 都 が 当該通. 同条第 環境大臣 市 計 者に 知 画 「が定 八項 決定 主 知 لح 及 画 あ

(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

第四十二条 略

2

略

3 を含む。 意 同 、又は第八十七条の二第二項 法第二十一条第二項に 前 (以下この項及び第四十五条において「都市計画同意」という。 項 0 一項にお 都 又は 市 計 都市再生 いて準用する場合を含む。 画につい 特別 て、 おいて準用する場合及び同法第二十二条第 措 都市計画法第十八条第三項 の規定により読み替えて適用される場合 置法第五 十一条第 同法第十 二項 \mathcal{O} 規 九条第一 同 定による同 法第二十 三項

> 務省 中 び ٤, とあるのは げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通 同 に 同 権 項 8 は ってはこの法律」 者」 るべき」 当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」 当該通知又は書面の作成」 意権者に、 あってはその旨の書面を作成」 頭各号」と、 中 乛 「通知又は書面の作成」 「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは 令 同条第七項中 と、 第一 届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは とあるのは とあるのは |種事業を実施しようとする者」とあるの 「及び国土交通大臣が環境大臣」と、 「同項 都市計画同意を要しないものであるときは同 「定める者に書面により通知し、これらの主任 とあるの 第四号又は第五号に定める主任の大臣以 「受け、 「主務省令・ 「及び国土交通大臣が定めるべき」とする。 とあるのは 又は同項の規定により書面を作成した者は は とあるのは 「この法律」 とあ 国土交通 いるのは 「 通 「受けた者は、 と 省令」 知」と、 「定める者及び都 「同項各号」とある と 同条第十 同 は 都道 条第九項中 「が環境 当該 都 同 府県知 項中 項各号に 外 市 条第 で 者 通 計 大臣 近の大臣 知 市 画 「が 八項 事 知 計 に 決 と · 掲 定 及 あ 定 画

(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例

略

3

第四

<u>十</u>

条

略

を含む。 意 項 同 又は第八十七条の二第二項 条第一 法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第 前 (以下この項及び第四十五条において 項 0 一項において準用する場合を含む。 都市 又は 計 都市 画について、 再 生 特別措置法第五 都市計画 0 規定により読 法第十八条第三項 + 「都市計画同意」という。 条第 み替えて適用される場合 同法第十 二項 0 規 九条第三項 同 定による同 法第二十

評価書の記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用さ 土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されてい 都市再生特別措置法第七十二条の規定により都市 ばならない。 についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなけれ れる第二十四条の書面に基づいて、 府県知事 る場合にあっては、 を行うに当たっては、 (第四十五条において「都市計画同意権者」という。) は、 当該地方整備局長又は北海道開発局長)又は都道 国土交通大臣 当該都市計画につき、 (都市 計画法第八十五条の二又は 計画同意に関する国 環境の保全

についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなけ 評価書の記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用さ 都市再生特別措置法第六十三条の規定により都市計画同意に関する国 れる第二十四条の書面に基づいて、 府県知事 る場合にあっては、 土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されてい を行うに当たっては、 ばならない。 (第四十五条において「都市計画同意権者」という。) は、 当該地方整備局長又は北海道開発局長)又は都道 国土交通大臣 当該都市計画につき、 (都市 計画法第八十五条の二又は 環境の保全

 \bigcirc 中 心 市 街 地 に おける市 街 地 0) 整備改 善及び商業等の 活 性 化 0 体的 推進 に関する法律 伞 成 十年法律第九十二号) (沙) (附則 第

傍

線部

分は

改

正

部分

十六条関係

2 第七条 意を得 るの その 備推 げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたも に 市 0 するもの を使用 限る。 |域 該 規定する公共施設を除き、 に [整理法第三条第四項、 \pm この場合におい の規定により 地方公共団体、 街 土地 五. 定中 内の宅地について所有権、 保 土地を保留地として定めることができる。この場合においては、 進機構その他政令で定める者が設置するもの 限 地 は 項 地 なけ る。 基本 区画整理法第百四条第十一 留 の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設で国 区 中 とあるの 地 心 の換地計画 画 の用に供するため、 心市街地に ればならない。 の地積につい 市街地」という。 計 整 においては、 又は収益することができる権利を有するすべての者 画において定めら 理 換地計画において定められた保留地について準用する 事業の て、 第十条第一 は (基本計画において定められた中心市街 改 第 おける市街地の整備改善及び商業等の活性 換 同 . て、 第三条の二又は第三条の三の規定により施行 法第百八 地 交通 条第四項」 計 項の規定により指定された中心市 当該土地区画整理事業を施行する土 基本計画において前条第二項第四号に掲 画におい 地上権、 施設、 の区域内の宅地に 一定の土地を換地として定めないで、 れた土地区画整理事業であって土地 入条第 TF. 項及び第百八条第 ٢, て定める保 情報処理施設その他の特定中心 項 永小作権、 中 第 案 第 百四 ついて定めら 留 (同法第二条 一条第四 条第十 賃借権その 地 項の 0 特 対規定は、 項若しくは 例 項 地 れたも 他 第 街 (以下 とあ 五項 地整 -の 同 の宅 化 地 前 区 0) \mathcal{O} 0 第七 2 るのは に限る。 0 第四 備推進機構その他政令で定める者が設置するもの 項 区 当 その土地を保留地として定めることができる。 げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたも に 市 地を使用 \mathcal{O} するもの 意を得なけ 土地 この場合において、 の規定により換地計画において定められた保留地につ 土地 域 該 規定する公共施設を除き、 に限る。 特定中心市街地」という。 整理法第三条第三項、 条 地方公共団体、 街 保留 項 内の宅地について所有権、 地の区域内の 基本 区画: 区画整理法第百四条第十一 「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活 とあるの 地の地積について、 の換地計画 の用に供するため、 行計画に 整理事 ればならない。 においては、 又は収益することができる権利を有するすべての者 第十条第一 住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設 .おいて定められた土地 業の換地 は (基本計画において定められた中心市街 第二 同 現 第三条の二又は第三条の三の規定によ 法第百八条第 一条第三 交通施設、 計 項の規定により指定された中心市 当該土地区画整理事業を施行 基本計画において前条第二項第四号に掲 画におい の区域内の宅地につい 地上権、 一定の土地を換地として定めな 項」 項 及び第百 ٢, 情報処理施設その て定める保 項 永小作権、 区画整理事業であって土 中 行 第 八条第 第 この場合に 百四 留 (同 条第十 一条第三項若しくは 賃借権その 地 法第二 項 て定めら \mathcal{O} **\ 他 0 特 ける土 心特定・ お て準用 規 例 一条 いては、 項 定 地 いで、 れたも は、 他 街 性 第 以 とあ ずる 五項 地 で 中 施 化 0 \mathcal{O} 地 地

整 玉 心

下

区

前

同 宅 0

一項」と読み替えるものとする。	一体的推進に関する法律第七条第一
	体的推進に関する法律第七条第二項において準用する第百匹条第十

3 • 4

略

3・4 略 一項」と読み替えるものとする。

一項」と読み替えるものとする。 一体的推進に関する法律第七条第二項において準用する第百四条第十

 \bigcirc (傍線部分は改正部分)高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)(抄)(附則第十七条関係)

改正案	現
(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)	(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)
第十三条 基本構想において定められた土地区画整理事業であって土地	第十三条 基本構想において定められた土地区画整理事業であって土地
区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施	区画整理法第三条第三項、第三条の二又は第三条の三の規定により施
行するものの換地計画(基本構想において定められた重点整備地区の	行するものの換地計画(基本構想において定められた重点整備地区の
区域内の宅地について定められたものに限る。)においては、特定旅	区域内の宅地について定められたものに限る。)においては、特定旅
客施設、一般交通用施設又は公共用施設で国、地方公共団体、公共交	客施設、一般交通用施設又は公共用施設で国、地方公共団体、公共交
通事業者等その他政令で定める者が設置するもの(同法第二条第五項	通事業者等その他政令で定める者が設置するもの(同法第二条第五項
に規定する公共施設を除き、基本構想において第六条第二項第四号に	に規定する公共施設を除き、基本構想において第六条第二項第四号に
掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべ	掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべ
きものと定められたものに限る。)の用に供するため、一定の土地を	きものと定められたものに限る。)の用に供するため、一定の土地を
換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる	換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる
。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整	。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整
理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小	理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小
作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利	作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利
を有するすべての者の同意を得なければならない。	を有するすべての者の同意を得なければならない。
2 土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前	2 土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前
項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する	項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する
。この場合において、同法第百八条第一項中「第三条第四項若しくは	。この場合において、同法第百八条第一項中「第三条第三項若しくは
第五項」とあるのは「第三条第四項」と、「第百四条第十一項」とあ	第四項」とあるのは「第三条第三項」と、「第百四条第十一項」とあ
るのは「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑	るのは「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑
化の促進に関する法律第十三条第二項において準用する第百四条第十	化の促進に関する法律第十三条第二項において準用する第百四条第十
一項」と読み替えるものとする。	一項」と読み替えるものとする。

3 5

略

()
	虫
(平月十五年)治律第百号)	(区) 人工 巨 去 書 色 目 子)
(担)	少
(附貝質十丿多厚位)	(付川角)した目系)

2 略	(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置) (都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置) (都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置) (都市開発資金の貸付けに関する法律第二項 (都市開発資金の貸付けに関する法律第二項 (都市開発資金の貸付けに関する法律第二項 (都市開発資金の貸付けに関する法律第二項 (本書) (本書) (本書) (本書) (本書) (本書) (本書) (本書)	改正案
2 略	(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第四十四条 国は、当分の間、機構に対し、機構が附則第四十四条第一項 できる。この場合において、都市開発資金の貸付けに関する法律第二 できる。この場合において、都市開発資金の貸付けに関する法律第二 項」と、同条第八項中「又は第七項」とあるのは「若しくは第七項又は独立行政条第二項中「又は第七項」とあるのは「若しくは第七項又は独立行政条第二項中「又は第七項」とあるのは「若しくは第七項又は独立行政 条第五項又は機構法(以下「機構法」という。)附則第四十四条第一項 は機構法附則第四十四条第一項」とあるのは「若しくは第七項又は独立行政 条第五項又は機構法附則第四十四条第一項」とする。	現